

1. 人権に関する総合計画（分野別取組）

評価	
A	行動計画、成果指標のいずれもが「実績(実績値)＞計画(目標値)」
B	行動計画、成果指標の一方が「実績(実績値)≥計画(目標値)」で、他方が「実績(実績値)＜計画(目標値)」
C	行動計画、成果指標のいずれもが「実績(実績値)＜計画(目標値)」であるが、その差が10%未満
D	行動計画、成果指標のいずれもが「実績(実績値)＜計画(目標値)」であるが、その差が10%以上

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	2 相談・支援	2 子育てや介護、家庭 での人間関係等の不安や悩みの相談	男女の悩みごと 相談窓口事業	・ 男女の悩みごと相談窓口の開設を開設する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B		男女の悩みごと相談窓口を開設し、夫婦間、家庭での人間関係等の不安や心の悩みに関する相談対応を行った。(関連相談件数:44件(女性分抽出))	相談者の話を傾聴し、滋賀県ひとり親家庭総合SC、G－NET、しが外国人相談センター、滋賀県不妊専門センターや警察等、多方面の専門機関と連携し、紹介することにより、相談者の不安や悩みの解消に繋がった。	相談内容の多様化・複雑化により対応が難しい場合がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	2 相談・支援	3 職場での不安や悩み 等の相談	男女の悩みごと 相談窓口事業	・ 男女の悩みごと相談窓口の開設を開設する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B		男女の悩みごと相談窓口を開設し、職場での人間関係等の不安や悩みに関する相談対応を行った。(関連相談件数:1件(女性分抽出))	相談者の話を傾聴することにより、相談者の不安や悩みの解消に繋がった。	「どうしたらいいのか」等、アドバイスを求められるケースがあるが、相談内容の多様化・複雑化により対応が難しい場合がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	2 相談・支援	4 困難な問題を抱える 女性からの相談・支援	男女の悩みごと 相談窓口事業	男女の悩みごと相談窓口の開設を開設する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B		男女の悩みごと相談窓口を開設し、夫婦間、家庭での人間関係等の不安や心の悩みに関する相談対応を行った。(関連相談件数:44件(女性分抽出))	相談者の話を傾聴し、滋賀県ひとり親家庭総合SC、G－NET、しが外国人相談センター、滋賀県不妊専門センターや警察等、多方面の専門機関と連携し、紹介することにより、相談者の不安や悩みの解消に繋がった。	相談内容の多様化・複雑化により対応が難しい場合がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	2 相談・支援	4 困難な問題を抱える 女性からの相談・支援	DV防止支援事業	困難な問題を抱える女性への支援により自立して暮らせることを目指す。	家庭児童相談課	DV防止支援事業	B		相談件数がR7(362件)と多く相談対応を行った。	R6年度の相談件数より延べ52件増加し対応できたので、相談場所としての周知がされてきている。	相談支援員のスキルアップが必要なため、全国女性相談員連絡協議会への出席実施をしていく。また、相談件数が増加気味であり、一人の相談員では対応が難しくなっている。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	2 相談・支援	4 困難な問題を抱える 女性からの相談・支援	包括的相談支援事業	属性を問わず包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。	生活支援課	自立相談支援事業	A		相談者の状況に応じて、関係機関と連携し、必要な支援を行った。 新規相談件数179件(うち、65歳以上57件)	関係機関と連携し、自立に向けた支援を行うことができた。	複合的な課題を抱えた相談者に対応するため、関係機関との連携強化や誰もが自分らしく活躍できる地域づくりが必要である。収入も低く就労もできない方への支援が困難である。 また、居住支援の取り組みについて、庁内連携を図る必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	3 事業や制度	4 困難な問題を抱える 女性からの相談・支援	女性の起業・ キャリアアップ支援事業	市内の女性が経済的・精神的に自立し、社会経済を担う一員として活躍するためのキャリアアップ支援を実施する。	商工労政課	女性の起業・キャリアアップ支援事業	B		キャリア形成に悩む女性を対象に、自己理解を深め、強みを発見することを目的とする講座、オンラインによる個別相談を実施した。	女性のキャリアアップ講座に8人が参加し、講義とグループワークを通じて、自身の価値観や今後のキャリアについて考える機会を提供した。	働き方に迷いを抱える女性が多いことが確認された。講座の継続参加により一歩を踏み出す参加者が確認されたため、このような機会を継続的かつ安定的に提供する。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	学習支援事業 「学んでいコウカ」	・ 生活困窮世帯等支援が必要な家庭の子どもたちを対象として実施している学習支援事業「学んでいコウカ」にてひとり親世帯のこどもの受入れも行う。	生活支援課	学習支援事業	B		9教室を開催し、「生きる力」や「生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数:58人(ひとり親家庭の割合:72%)	教室への送迎、食事の提供等により、参加する子どもたちにとっての「居場所」となっている。 また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り組む臨時教室を2日間行った。	支援が必要な子どもが参加できるように関係機関との連携が必要である。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 男女が共に仕事と家庭を 両立するための社会システムの構築 (保育園・放課後児童クラブ等)	放課後児童クラブ事業	・ 仕事等の理由により、家庭で児童をみることができない保護者に対し、放課後の保育を実施する。	子育て支援課	放課後児童クラブ支援事業	B		放課後及び長期休暇時において、仕事等の理由により保護者が家庭で監護できない児童を対象に集団生活の場を提供し、保育を行った。(市内19か所)	施設の修繕、維持補修等の実施、児童クラブに従事する支援員の資質向上を図るため、研修を実施するなど、保育環境の充実を図ったことにより、安全・安心な利用につながった。	利用者の増加に対応するための施設整備と併せて、多様化する保護者のニーズに合わせた児童クラブの運営をしていく必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 男女が共に仕事と家庭を 両立するための社会システムの構築 (保育園・放課後児童クラブ等)	放課後児童クラブ事業	・ 仕事等の理由により、家庭で児童をみることができない保護者に対し、放課後の保育を実施する。	子育て支援課	民設民営児童クラブ助成事業	A		市内2か所の民設民営児童クラブに対し、運営費の助成を行った。また、次年度の民設民営児童クラブ新規開所に向けた募集及び応募者対応を行った。	2か所の民設民営児童クラブの設置に加え、利用希望者の多い地域で新規開設事業者が決定したことで、一定数の待機児童が解消され、子育て世代の就労支援につながった。	新規開所を行った以外の地域においても利用希望者が増加傾向にあり、待機児童が増える可能性がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 男女が共に仕事と家庭を 両立するための社会システムの構築 (保育園・放課後児童クラブ等)	放課後児童クラブ事業	・ 仕事等の理由により、家庭で児童をみることができない保護者に対し、放課後の保育を実施する。	子育て支援課	各児童クラブ指定管理事業	A		指定管理者に委託を行い、市内17か所の児童クラブの管理・運営を行った。	保護者の就労する時間帯(放課後及び長期休暇中)に児童を見守ることにより、子育て世代の就労支援につながった。	支援員の確保や資質向上など、利用者の増加への対応が必要である。特に人不足は深刻である。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	2 男性の家事・育児・介護等への参画の推進	地域子育て支援センター事業	・子育て支援センターで、父親の育児参加を促すひろば等の事業を実施する。	子育て支援課	各子育て支援センター運営事業	A		・父親対象講座や「おとうさんとオープンルーム」を開催した。おしゃべり会(予防型プログラム)の時間を設定することで父親のサポートをした。 ・ビジョンとの共催事業(プレパパママサロン)「我が家の子育てについて家族で考えてみよう」を水口・甲賀で計3回開催した。市独自の内容(育児体験等)でも計3回開催した。	・父親対象講座では、クッキングをした。父親がシェフから簡単な料理を教わることで、家でも料理担当をしてみようと思えるきっかけになった。 ・講座やおしゃべり会の時間を設定することで、父親同士の交流や情報交換ができ、子育てのヒントを得たり悩みが解決したりする機会となっていた。 ・セミナーでは、出産前後のパートナーの思いや体調の変化について知ることにより、それぞれの役割について考えたり、子育てについての共通認識ができる機会となったり、父親の役割について気づきから実践に繋がる機会となった。	・父親向けの事業の周知と参加しやすい内容や日時設定を今後も行っていく。おしゃべり会の持ち方については、希望しない方もおられるので検討が必要
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	母子父子自立支援員の配置	・母子父子自立支援員の配置する。	子育て支援課	ひとり親家庭一般事務	A		ひとり親家庭等を対象に生活相談や就労支援、貸付事業などを行う自立支援員を配置し、自立や生活の安定のための総合的な支援を行った。	年間延べ381人の相談を実施し、ひとり親家庭等の自立や生活安定のための総合的な支援を行うことができた。	身近に協力してくれる人が少ない相談者が多い。相談できる人として支援員等についての周知が必要。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築(保育園・放課後児童クラブ等)	早朝長時間保育 一時預り保育 休日保育	・保護者の多様な保育ニーズに応えるため特別保育を行う。	保育幼稚園課	各私立園運営補助事業	A		・延長保育事業、病児保育事業(体調不良型)及び一時預かり保育事業の実施(私立園においては補助事業) ・あいみらい保育園において休日保育を実施。 ・10月よりこども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)を公立園2園、私立園3園で試行的に実施。	・延長保育事業は18:30～19:00においては13園で実施。7:30～18:30の保育提供については、ほぼ全園で実施。 ・一時預かり事業においては、子育て支援センターで実施することにより利便性の向上に繋がった。(水口地域はあいみらい保育園で実施) ・病児保育事業(体調不良型)では、公立園4園、私立園8園で実施。 ・休日保育では、あいみらい保育園において、年末年始を除き実施。 ・こども誰でも通園制度の試行は公立園では申し込みがなかったが、私立園では実施。	・長時間保育は、利用時間を過ぎての利用もある。利用時間は遵守してもらえるよう啓発は引き続き必要である。 ・休日保育は、利用者が減少している。 ・年度途中より一時預かり保育料を完全無償化から無料クーポン制に変更したことにより、予約の殺到は緩和されたものの、依然としてオンラインによる予約競争は継続し、予約が取りにくい状況である。 ・こども誰でも通園制度の試行は、公立園では申し込みが多かったが、反対に私立園では申し込みが多く、一旦申し込みを休止する状態となった。保育人材の確保等課題が見られた。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	3 地域、防災、働く場など、さまざまな分野における女性の参画推進	イクボスの推進	・事業所におけるイクボスを推進する。	商工労政課	ワーク・ライフ・バランス推進事業	B		働き方改革、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進を図るため、市内企業・事業所6社に専門コンサルタントを派遣し、各社の課題解決を図ると同時にイクボスの経営を推進した。また、各種セミナーを開催し、「女性のステップアップセミナー」に4社5人、「経営者セミナー」に4社4人、「女性のデジタル人材育成セミナー」に5社6人が参加した。	市内外の先進事例や取り組みを学ぶことで、自社の課題に改めて気づくとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性参画の必要性について共通理解を図ることができた。 イクボス宣言企業:126社 イクボスKOKAネットワーク:21社	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進について取り組む企業を増やすために、引き続き制度等の周知や啓発を行う必要がある。また、イクボスKOKAネットワークの拡大を促進する必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	4 起業、復職への支援	マザーズ就労相談事業 女性のための再就職フェア	・市内企業との合同就職面接会を実施する。	商工労政課	女性のための就労支援事業	B		女性活躍推進のためのお仕事フェアでは、36人が参加し、5人が就労に結び付いた。また、学習の機会として事前にセミナーを開催し、17人の参加があった。	女性活躍推進のためのお仕事フェアでは、参加者36人のうち5人が3社に就職が決定し、女性の就業率の向上につながった。また、事前のセミナーにおいて、就労について学習の機会を提供できた。	就労相談や合同就職面接会を開催するとともに、女性のデジタルスキルのなどの能力開発やスキルアップに対する支援が必要である。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築(保育園・放課後児童クラブ等)	公民館事業(夢の学習、あそびのひろば) 土曜学習事業	・地域の指導者による昔の遊び、おやつ作り、宿題応援などを実施する。こどもの居場所づくりに繋げる。	社会教育課	各公民館運営事業	B		子育て支援事業として、生活・文化体験学習、自然体験学習、伝統文化体験学習など合計158回実施した。	開催数は令和6年度の286回より減少しているが、世代を超えた交流が図られるよう学習内容や環境を整えることに努め教室を集約した。	発達段階に応じた学習としての適切な備品の提供など。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	2 男性の家事・育児・介護等への参画の推進	親子自然体験活動事業	・就学未満のこどもと親が参加するキャンプ事業を実施し、男性の育児参加を促す。	社会教育課	自然体験活動推進事業	B		未就学児や小学校低学年児童が親子で参加する「親子デイキャンプ」を実施し、男性の育児参加を促した。	「親子デイキャンプ」を実施することで、親子や夫婦の絆が深まり、男性の育児参加への意欲を高めることができた。	「親子デイキャンプ」は、人気があり、毎回、定員を大きく超える申し込みがある。多くの方が参加できなかった現状を踏まえながら今後の事業計画を考える必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	公民館事業(夢の学習、あそびのひろば) 土曜学習事業	・地域の指導者による昔の遊び、おやつ作り、宿題応援などを実施する。こどもの居場所づくりに繋げる。	社会教育課	各公民館運営事業	B		子育て支援事業として、生活・文化体験学習、自然体験学習、伝統文化体験学習など合計158回実施した。	開催数は令和6年度の286回より減少しているが、世代を超えた交流が図られるよう学習内容や環境を整えることに努め教室を集約した。	発達段階に応じた学習としての適切な備品の提供など。
1 女性	2 ジェンダー意識改革のための啓発	1 教育・啓発	1 男女共同参画推進の教育・啓発	男女共同参画推進事業	「第2次甲賀市男女共同参画計画(甲賀市女性活躍推進計画)」の周知を行う。 出前講座の実施をする。 各種週間、月間の周知を行う。 ・ ジェンダー平等への理解を進めるための教育・啓発	商工労政課	男女共同参画推進事業	B		市内企業・事業所約600社への各事業案内通知に条例リーフレットを配布した。また、市役所庁舎内にて、「国際女性デー」をはじめ、女性の社会課題やジェンダー平等などについて広く知ってもらうため、パネル展や資料の展示、啓発品の配布を行った。	パネル展の開催や、あらゆる場面で条例のリーフレットや啓発品を配布することで、周知・啓発、また、言葉の認知度の向上につながった。	まだまだ固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、学習の場での機会や、SNSなどを積極的に活用した啓発方をを検討する必要がある。
1 女性	2 ジェンダー意識改革のための啓発	1 教育・啓発	2 固定的な性別役割分担意識の解消	男女共同参画推進事業	・「第2甲賀市男女共同参画計画(甲賀市女性活躍推進計画)」の周知を行う。 出前講座の実施をする。 各種週間、月間の周知を行う。 ・	商工労政課	男女共同参画推進事業	B		市内企業・事業所約600社への各事業案内通知に条例リーフレットを配布した。また、市役所庁舎内にて、「国際女性デー」をはじめ、女性の社会課題やジェンダー平等などについて広く知ってもらうため、パネル展や資料の展示、啓発品の配布を行った。	パネル展の開催や、あらゆる場面で条例のリーフレットや啓発品を配布することで、周知・啓発、また、言葉の認知度の向上につながった。	まだまだ固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、学習の場での機会や、SNSなどを積極的に活用した啓発方を検討する必要がある。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
1 女性	2 ジェンダー意識改革のための啓発	1 教育・啓発	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	イクボスの推進	・ 事業所へワーク・ライフ・バランスを推進する	商工労政課	ワーク・ライフ・バランス推進事業	B		働き方改革、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進を図るため、市内企業・事業所6社に専門コンサルタントを派遣し、各社の課題解決を図ると同時にイクボスの経営を推進した。また、各種セミナーを開催し、「女性のステップアップセミナー」に4社5人、「経営者セミナー」に4社4人、「女性のデジタル人材育成セミナー」に5社6人が参加した。	市内外の先進事例や取り組みを学ぶことで、自社の課題に改めて気づくとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性参画の必要性について共通理解を図ることができた。	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進について取り組む企業を増やすために、引き続き制度等の周知や啓発を行う必要がある。
1 女性	3 DV等の暴力に対する啓発と予防	1 教育・啓発	3 DV、デートDVの予防教育・啓発	甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画に基づく啓発事業	・ セミナーの開催を実施する。 ・ 市内高等学校対象「デートDV予防啓発・出前授業」を実施する。 20歳のつどい等における啓発物品の配布を行う。	家庭児童相談課	DV防止支援事業	B		20歳のつどいに啓発物品の配布を個なった。年度末に啓発チラシ、物品を中・高校、図書館、商業施設に設置した。セミナーの実施はできていないが、出前講座による啓発は民生委員に対して行った。	啓発物品の配布率は過半数以上となった。デートDV]に対する啓発は引き続き認知度が低い。行なう必要がある。	DVについてはTV等で認知しているが、相談窓口については認知度が低い。
1 女性	3 DV等の暴力に対する啓発と予防	1 教育・啓発	3 DV、デートDVの予防教育・啓発	男女共同参画推進事業	・ 20歳のつどい等における啓発紙の配布を行う。	商工労政課	男女共同参画推進事業	B		家庭児童相談室と連携し、「20歳のつどい」参加者にデートDV防止に関するリーフレットを配布し、啓発を行った。	「20歳のつどい」参加者にデートDV防止に関するリーフレットを配布することで周知・啓発につながった。	20歳代以下の「DVやデートDV」についての認知度が低い。若者への周知が必要である。
1 女性	4 被害者の相談支援環境の整備	2 相談・支援	1 DV、デートDVの被害者支援	DV被害者の相談事業	・ DV被害者の相談に対応する。	家庭児童相談課	DV防止支援事業	A		DVに関する相談に対し、中央子ども家庭相談センターや警察等の関係機関と連携し協力した。警察に対して「不受理の申し出」の手続きを依頼する等連携した。相談に入る前に(相談の約束事)を見てもらい安心して話ができる環境を整えた	女性相談支援員を配置していることで、県とのスムーズな連携が図れ、相談がスムーズにできた。他県との連携も行うことができた。	相談支援員のスキルアップが必要のため、全国女性相談員連絡協議会への出席実施をしていく。また、相談件数が増加気味であり、一人の相談員では対応が難しくなっている。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	1 教育・啓発	2 保護者への教育啓発の充実	人権教育啓発事業	・ 保育園・幼稚園、小中学校の保護者に、学習機会を提供する。 ・ 保護者団体等人権・同和教育推進事業補助を実施する。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		保護者団体等人権・同和教育推進事業補助の申請32件、中止0件、32件の事業に対して補助することができた。(R6は32件)	従来の集会での啓発活動に加えて本を使った親子活動など、校園で実情にあった啓発活動ができた。	親子で活動することに本事業を活用している園が見受けられた。本事業の趣旨を改めて周知する必要がある。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	1 教育・啓発	1 こどもの現状と子育てに関する人権教育・啓発	人権講座	・ 子育て支援センターでの人権教育に関する講座を開催する。	子育て支援課	各子育て支援センター運営事業	A		子育て講座や日々の相談の中で、子どもの人権を意識した対応をした。人権週間や年齢別オープンルーム内で、人権絵本や資料等を使って啓発を行った。	日々の相談等の場面では、こどもの人権という視点を意識して行った。虐待等の防止の啓発につながっている。人権絵本等を使用した研修は、親しみやすく振り返りやすいため、子どもと共にわかりやすく意識づけになった。	人権という難しく捉えられる傾向は強い。周知・啓発については、引き続き方法を工夫しながら進めていく必要がある。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	1 教育・啓発	3 甲賀市子ども条例の制定	児童福祉一般事務	・ こどもの権利の理解醸成を促進するとともに、こどもの権利を保障する	子育て政策課	児童福祉一般事務	A		こどもの権利の理解醸成を促進するため、こども基本条例の制定に向けた意見聴取等を行った。 ・ 対面によるこども意見聴取 2回実施 ・ アンケート調査(未就学児保護者、小5・中2とその保護者、若者世代)	条例案を作成するために参考となる、こどもの当事者の声を集めることができた。	対面によるこども意見聴取については、初めての取り組みであったため、試行錯誤しながらの実施であった。さらにノウハウを積み重ねていく必要がある。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	1 教育・啓発	4 心理的差別の解消に向けた教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		広報こうかのコラムで、こどもの包括性教育についての記事を掲載し、啓発を図ることができた。市人権教育担当者会で「こどもの声を聴く」というテーマで県発行のリーフレットを活用するとともに、各校園の実践を共有した。	包括性教育という言葉や性教育は恥ずかしいことではなく命を守る大切な教育というメッセージを発することができた。こどもの声を聴くための環境づくりや教員や保育士の心構えを学ぶことができた。	学校教育だけでなく、幅広い年代で包括性教育やしつけ、児童虐待についての理解を図る必要がある。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	子育てコンシェルジュの配置	・ 子育てコンシェルジュを配置する。	子育て支援課	子育てコンシェルジュ事業	A		各センターに1名のコンシェルジュを配置した。	子育てコンシェルジュとして、子育て家庭を地域または関係機関につなぐ役割ができた。	子育てコンシェルジュについて更に周知を図り、事業の充実と子育て家庭の安心に繋げて行く必要がある。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	子育てポータルサイトでのお問い合わせ対応	・ 子育て情報発信ポータルサイトにおいてのコンシェルジュがお問い合わせに対応する。	子育て支援課	子ども・子育て情報発信ポータルサイト事業	A		相談窓口があることを、広報誌や子育て情報誌、LINEやこまあちねっとに掲載して周知を行った。	相談窓口に送られてきたお問い合わせメールに対して、虐待が疑われる場合は速やかに家庭児童相談課に繋ぐなど、問い合わせ内容に応じた対応を行った。	コンシェルジュへのお問い合わせメールの利用は少ない。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	養護相談事業	・ 養護相談を行う。	家庭児童相談課	児童家庭相談事業	A		子どもに関する相談を幅広く受付し、電話、面談、訪問等の相談対応を行った。	虐待相談以外にも養育や育児、子どもの性格行動などの相談があり、関係機関やサービスへのつなぎを行い、適切な相談、サービス利用へとつながった。	必ずしも相談ニーズに合った社会資源が見つかるわけではなく、すべてのニーズに答えることはできなかった。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	育児支援家庭訪問事業	・ 育児の専門的な相談・助言を行う	家庭児童相談課	育児支援家庭訪問事業	A		訪問の中で授乳や離乳食の相談に応じたり、具体的ななかかわり方や声のかけ方を伝えた。利用者は、育児不安や育児疲れ(6件/17件)母の精神・知的障がい(5件/17件)多胎児(2件/17件)が多い。	相談に応じたり、具体的ななかかわりを知らせることで、育児力の向上や虐待防止につなげることができた。	いろいろな要因が絡み合い、育児に対して不安を抱える母が多く、養育力が低くなっている。また、訪問に行く中で新たな課題が見えてくることもある。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	1 教育・啓発	2 保護者への教育啓発の充実	家庭教育支援事業	・ 公民館で親子を対象とした講座を開催する。	社会教育課	各公民館運営事業	B		親子体験活動を1157回実施した。(家庭教育支援事業1315回のうち、子育て支援事業と兼ねている158回は除く)	令和6年度の1051回(家庭教育支援事業1337回)とほぼ同じ回数を実施できた。	スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブなど関係機関との連携。
2 こども	2 家庭地域学校等が連携した施策の推進	3 事業や制度	3 家庭で放任されているこどもへの居場所づくりと支援	夢の学習	・ 地域の指導者による昔の遊び、おやつ作り、宿題応援などを実施する。こどもの居場所づくりに繋げる。	社会教育課	各公民館運営事業	B		親子体験活動を1157回実施した。(家庭教育支援事業1315回のうち、子育て支援事業と兼ねている158回は除く)	令和6年度の1051回(家庭教育支援事業1337回)とほぼ同じ回数を実施できた。	スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブなど関係機関との連携。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
2 こども	2 家庭地域学校等が連携した施策の推進	3 事業や制度	3 家庭で放任されているこどもへの居場所づくりと支援	放課後子ども教室事業	・ 放課後等の学校外の活動拠点を設け、活動交流の場を提供する。	社会教育課	放課後子ども教室事業	B		地域学校協働本部が市内小学校のうち14校に設置され、うち8校で放課後子ども教室を実施した。夢の学習では、2校で61回実施した。	地域学校協働本部が令和6年度より4校増えた。夢の学習での実施は、地域学校協働本部の設立や集団下校が可能になった理由から、実施が減った。	放課後学習の実施団体が、地域学校協働本部(学校や地域)と夢の学習と連携できていない。
2 こども	3 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発	1 教育・啓発	3 児童虐待防止に向けた啓発	児童虐待防止推進月間によるオレンジリボンキャンペーン	・ オレンジリボンキャラバン隊を受入れる。 ・ 街頭啓発などを行う。	家庭児童相談課	子ども家庭支援ネットワーク事業	A		11月の児童虐待防止推進月間に、市内商業施設6箇所にて、街頭啓発を実施し、啓発チラシの入ったティッシュを配布し、市民の意識啓発を行った。オレンジリボンキャラバン隊については、国スポなどの関係で、7年度は実施なかった。	商業施設での街頭啓発を行うことで、児童虐待防止への市民の意識に働きかけることができ、児童虐待は社会課題であると認識してもらうことができた。	街頭啓発のみでは、市民に広く啓発することには限りがあるので、それ以外での啓発をしていく必要がある。
2 こども	3 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発	1 教育・啓発	4 いじめ防止に向けた教育啓発	インターネット上のいじめ対策推進事業	・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	子どものいじめ問題対策事業	A		いじめ問題対策連絡協議会およびいじめ問題対策委員会を開催し、いじめの未然防止および事案対応について協議を行った。	事案対応について、調査等を行い、解決に向けて取り組むことができた。また、いじめ等の生徒指導上の問題事案における未然防止や早期対応について協議し、各校に伝達することができた。	各校における解決に向けての教職員の資質の向上。
2 こども	3 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発	1 教育・啓発	4 いじめ防止に向けた教育啓発	公民館事業(夢の学習)	・ 「学び」を手法とした仲間づくりを進める。	社会教育課	各公民館運営事業	B		夢の学習において、学校に行きづらい子どもたちを支援するための「ゆめサポート」を実施し、学習66回、保護者会8回、お片づけ相談2回を実施した。	自主的・主体的な活動として、本人及び関係者である保護者やスクールソーシャルソーシャルも関わる事が出来ている。	次のステップへ繋げる団体・組織との連携が図れていない。
2 こども	3 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発	1 教育・啓発	4 いじめ防止に向けた教育啓発	自然体験活動推進事業	・ 「学び」を手法とした仲間づくりを進める。	社会教育課	自然体験活動推進事業	B		未就学児や小学校低学年児童が親子で参加する「親子デイキャンプ」を実施し、「学び」「体験」をととして家族や兄弟姉妹間の絆づくりを支援した。	野外調理や自然に親しむプログラムを通して、新たな発見や気づき、出来る喜びを提供するとともに家族の連携・協力を深める機会となった。	「親子デイキャンプ」は、例年人気があり、募集定員を超える応募がある状況であるが、安全安心な青少年自然体験活動を促進するための事業として、今後の事業計画を考える必要がある。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯におけるこどもへの学力および生活等への支援	学習支援事業「学んでいコウカ」	・ 生活困窮世帯等支援が必要な家庭のこどもたちを対象に、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」の解消を目的として実施する。	生活支援課	学習支援事業	B		9教室を開催し、「生きる力」や「生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数:58人(ひとり親家庭の割合:72%)	教室への送迎、食事の提供等により、参加する子どもたちにとっての「居場所」となっている。 また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り組む臨時教室を2日間行った。	支援が必要な子どもが参加できるように関係機関との連携が必要である。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	学習支援事業「学んでいコウカ」	・ 生活困窮世帯等支援が必要な家庭のこどもたちを対象に、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」の解消を目的として実施する。	生活支援課	学習支援事業	B		9教室を開催し、「生きる力」や「生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数:58人(ひとり親家庭の割合:72%)	教室への送迎、食事の提供等により、参加する子どもたちにとっての「居場所」となっている。 また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り組む臨時教室を2日間行った。	支援が必要な子どもが参加できるように関係機関との連携が必要である。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	3 家庭で放任されているこどもへの居場所づくりと支援	学習支援事業「学んでいコウカ」	・ 生活困窮世帯等支援が必要な家庭のこどもたちを対象に、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」の解消を目的として実施する。	生活支援課	学習支援事業	B		9教室を開催し、「生きる力」や「生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数:58人(ひとり親家庭の割合:72%)	教室への送迎、食事の提供等により、参加する子どもたちにとっての「居場所」となっている。 また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り組む臨時教室を2日間行った。	支援が必要な子どもが参加できるように関係機関との連携が必要である。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	6 義務教育終了後のこどもへの支援	アウトリーチ等継続的支援事業	・ ひきこもりの相談対応と必要に応じての訪問対応する	地域共生社会推進課	アウトリーチ等継続的支援事業	B		アウトリーチ等継続的支援事業を甲賀社協に委託。事業内で、はたらく体験・中高生の居場所を実施。また、ひきこもり支援のネットワーク構築のために、協議体である「ひきこもり支援ネットワーク会議ピアニッシモ」を実施した。	アウトリーチプラン:11件 家庭訪問:75件 同行支援:10件 電話:45件 面談:36件 ひきこもり支援ネットワーク会議:1回はたらく体験:12回	義務教育時期に不登校であるなど、つながりにくい傾向がある子に対する支援が少ない。学校管理後のフォロー体制、地域移行体制の整備が必要である。卒業と同時に家族のみの関わりになり、ひきこもり状態になる子どももいる。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	1 虐待被害のこどもへの支援(発見・保護・見守り)	児童虐待相談事業	・ 児童虐待に関する相談に対応する。	家庭児童相談課	子ども家庭支援ネットワーク事業	A		児童虐待にかかる電話及び来所相談を受けた467件。	関係機関からの相談・通告が早期の段階で入り、早期に相談・支援につながり、虐待の発生予防や重篤化の防止につながった。	通告が来た時点で緊急度が高いケースもあった。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	1 虐待被害のこどもへの支援(発見・保護・見守り)	育児支援家庭訪問事業	・ 育児の専門的な相談・助言を行う	家庭児童相談課	育児支援家庭訪問事業	A		訪問ケースの虐待発生数0件	訪問する中で具体的なかわり方を知らせたり、相談に応じたりすることで虐待の発生を防ぐことができた。	いろいろな要因が絡み合い、育児に対して不安やしんどさを抱える母が多く、虐待につながるリスクが高い。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	母子父子自立支援員の配置	・ 母子父子自立支援員を配置する。	子育て支援課	ひとり親家庭一般事務	A		ひとり親家庭等を対象に生活相談や就労支援、貸付事業などを行う自立支援員の配置及び自立や生活の安定のための総合的な支援を行った。	ひとり親家庭等の自立や生活の安定のための総合的な支援を行うことができた。	身近に協力してくれる人が少ない相談者が多い。相談できる人として支援員等についての周知が必要。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	4 虐待被害のこどもの救済	母子生活支援施設入所制度	・ 母子生活支援施設入所制度により支援する。	家庭児童相談課	母子生活支援施設入所措置事業	A		被害者の希望により、4組10名のシェルターへ避難の支援を行った。	加害者からの危害から避難することができ、今後の方向性について県女性相談に相談にすることができた。	安全に避難できる方法が状況により難しくなる場合がある。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	4 虐待被害のこどもの救済	助産施設入所制度	・ 助産施設入所制度により支援する。	家庭児童相談課	助産施設入所措置事業	A		保健センターと連携しながら、情報共有に努めた。	本人からの申し出が2件。1件は対象とならなかった。	対象となる妊婦の情報把握が難しい。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	4 虐待被害のこどもの救済	児童相談所への一時保護依頼	・ 児童相談所へ一時保護を依頼する。 ・ 児童との面談を行う。	家庭児童相談課	子ども家庭支援ネットワーク事業	A		児相との連携を取りながら緊急度アセスメントシートで緊急度を測り判断、対応を行った。	児相と連絡を取りながら、時機を逸しないよう対応が行えた。	緊急事案が重なった時には人員不足により対応が遅れる可能性がある。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	1 教育・啓発	1 こどもの現状と子育てに関する人権教育・啓発	保護者学習会	・ こどもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する連続の子育て学習会を行う。	発達支援課	啓発研修事業	B		6/10・24・7/8の3回1クール参加実人数 6名 延 15名	保護者は実際の生活に活かせる知識や経験を得られた。また、保護者同士で助言しあえたり、講座外で集まる約束をされるなど、つながりを持つことはできた。	案内時期が遅く、参加人数が少なかった
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校のこどもの相談・支援	育ちと学びの相談(教育相談)	・ 不登校、学校不適応の児童・生徒の相談を行う。	発達支援課	教育相談事業 相談支援事業	B		不登校や学校の中で不適応を起こしている子どもの相談に対応した。実相談件数：不登校 26回、集団不適応 95回	学校や学校教育課と連携して、相談支援を発達の見立てを通じて実施した。学校以外の安心できる居場所で、精神的に安定したり他者と関わるスキルを育て、学校に徐々に復帰したり、自分にあった高校への進学をした。	発達、集団生活、家庭環境、生活などの情報から要因の検討を行う予定をしていたが取り組めていない。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校のこどもの相談・支援	適応指導教室事業	・ 適応指導教室における不登校児童・生徒の支援を行う。	学校教育課	適応指導教室事業	A		教育支援センターにおいて、不登校傾向の児童、生徒の通級指導を実施した。通級児童生徒数26名。延べ出席回数698回。	通級開始時のケース会議、保護者・本人との面談を実施できた。学校以外の安心できる居場所で、精神的に安定したり他者と関わるスキルを育て、学校に徐々に復帰したり、自分にあった高校への進学をした。	不登校や不適応によりケアを必要とする児童生徒は年々増加し、また、対応要因も家庭、学業、人間関係等多岐にわたっている。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	育ちと学びの相談(のびのび相談・教育相談)	・ こどもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行う。	発達支援課	相談支援事業	B		子どもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行った。実相談者数：幼児 425人、小学生 200人、中学生 63人	発達に特性のある子どもに個別で発達検査の実施並びに結果と支援の内容を保護者に伝えることで、特性に合った関わりを知り、保護者の子育てに対する困り感を軽減した。学齢期の相談窓口を学校教育課に一体化し相談がしやすい体制となった。必要に応じて事後フォロー相談を行った。	検査にともなった個別の相談だけでは特性の理解や不安・困り感の改善、保護者や本人の特性理解につながらない事もある
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	5 義務教育終了後のこどもの相談・支援	育ちと学びの相談(教育相談、青年期相談)	・ 発達に特性のある青年期の方の保護者や本人の相談を行う。	発達支援課	教育相談事業 相談支援事業	B		発達に特性がある青年期の方の保護者(家族)や本人の相談を実施した。実相談者数 129人、延べ相談件数 514回。 ※中学校卒業以降	本人の生活や受診状況の情報を本人または家族から収集し必要な支援のアセスメントを行い、支援機関と協力しながら就労や社会生活への不適応への相談対応を行った。	青年期の相談は主に家族であり、本人が相談に登場しないことも多く、支援の必要性を感じていないまたは、感じていても相談に來られない事が難しい。家族と本人の困り感が一致しないこともある
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	2 いじめが発生したときの相談	学校不適応支援事業(SSW)	・ いじめ問題について学校と連携を図り、情報の共有、具体的な取り組み方策の策定等を行う。	学校教育課	学校不適応支援事業	A		SSWを市内小学校3校に派遣した。	不適応児童生徒の教室復帰及び家庭支援を行い、また各関係機関との連携にも携わった。	各ワーカーの派遣校以外への活用に向けての資質向上。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校のこどもの相談・支援	学校不適応支援事業(SSW・訪問相談員)	・ 児童生徒を取り巻く環境の調整・改善を図ることに主眼をおき、不登校、学校不適応からの解決をめざす。	学校教育課	学校不適応支援事業	A		SSWを市内小学校3校、訪問相談員を市内中学校2校に派遣した。	不適応児童生徒の個別対応や教室復帰及び家庭支援を行い、また各関係機関との連携にも携わった。	各ワーカーの派遣校以外への活用に向けての資質向上。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校のこどもの相談・支援	甲賀市いじめ問題対策委員会 甲賀市子どものいじめ調査委員会	・ 不登校、別室登校をはじめとする学校不適応を起こしている児童に対して、生活面・学習面の支援を行う。	学校教育課	ケアサポーター派遣事業	A		市内小学校21校に69名を派遣し、学校および集団不適応児童の対応を行った。	個別支援において、教室や別室で落ち着いて学習に向かうことができ、友だちとの関りについても良好な関係を構築できた。	学校での更なる活用。人員の不足。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯におけるこどもへの学力および生活等への支援	甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給	・ 経済的理由により修学が困難な児童の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費の援助を行う。	学校教育課	要保護・準要保護児童就学援助(小学校) 要保護・準要保護生徒就学援助(中学校)	A		経済的理由により就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費、校外活動費等を支給した。さらに、家計が急変した世帯に対し、前年所得が基準以上であっても、今年度見込み所得が基準以下となる世帯は、就学援助の対象とする等柔軟な対応を行った。	児童生徒の経済的不安を減らし、安心して学校生活を送ることができた。	世帯の変更により年度途中で生活困窮となった世帯への情報提供。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯におけるこどもへの学力および生活等への支援	就学奨励事業	・ 経済的な理由により、就学が困難な学生に対して奨学資金を給付する。	学校教育課	奨学資金給付事業	A		経済的理由により就学が困難な、高校、専門学校、大学生に対して、奨学資金を給付した。家計が急変した世帯に対しても利用できる制度であることを広く周知した。	奨学資金の給付を受けることにより、就学に対する経済的不安が減り、進学の選択が広がった。	毎年申請が必要である事について、申請者に伝わっていないことがある。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	5 いじめが発生したときの救済	こどもの安心・安全向上事業	・ 重大事態の発生時等、対処等について意見聴取を行ったり、必要な調査等について依頼する。	学校教育課	子どものいじめ問題対策事業	A		子どものいじめ問題対策委員会を開催した。	委員会より、事案についての対応策や、今後の教育委員会及び学校への助言をいただいた。	改善策の実践と継続的な取組を推進していくことが重要。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	2 いじめが発生したときの相談	相談窓口の設置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施する。	社会教育課	少年センター運営事業	A		学校より相談を受けた事案には、随時学校訪問し、関係機関との連携や保護者対応についてアドバイスをを行い、課題解決を支援した。	相談者の悩みや不安に寄り添い、課題の解決に向けた相談活動を行った。	相談について、多種多様な事案が複雑に絡み合う案件が多く、各分野の専門的な知識を持った職員の存在が必要である。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校のこどもの相談・支援	相談窓口の設置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施する。	社会教育課	少年センター運営事業	A		不登校の児童生徒に対し、学習支援や保護者を含めた進路等の相談対応を行った。	市内の小中学校訪問により学校からの相談が年々増加している。少年センターでの継続相談に加え、関係機関とも連携した対応ができた。	相談件数が増加し、対応する職員数や部屋数が足りない状況にある。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	5 義務教育終了後のこどもの相談・支援	相談窓口の設置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施する	社会教育課	少年センター運営事業	A		義務教育終了後の支援に繋がるように、中学校在学中から本人・保護者の不安や悩みに関する相談を受け対応した。	学校との連携を深めることによって、義務教育終了後の相談窓口の一つとして少年センターが認知され相談件数が増加した。	義務教育終了後の支援については、中学校在学中からの継続した相談体制が必要である。進路指導や就労支援、発達にかかわる多様な相談には、対応できる職員の配置が必要である。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯におけるこどもへの学力および生活等への支援	土曜学習事業	・ 宿題応援、体験事業等を通じ、こどもたちの健全育成や居場所づくりに繋げる。	社会教育課	各公民館運営事業	B		学習支援活動を、350回実施した。	令和6年度の314回から実施回数を増加できた。	指導者の確保、育成。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯におけるこどもへの学力および生活等への支援	公民館事業(夢の学習)	・ 宿題応援、体験事業等を通じ、こどもたちの健全育成や居場所づくりに繋げる。	社会教育課	各公民館運営事業	B		学習支援活動を、350回実施した。	令和6年度の314回から実施回数を増加できた。	指導者の確保、育成。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	公民館事業(夢の学習、あそびのひろば)	・地域の指導者による昔の遊び、おやつ作り、宿題応援などを実施する。こどもの居場所づくりに繋げる。	社会教育課	各公民館運営事業	B		子育て支援事業として、生活・文化体験学習、自然体験学習、伝統文化体験学習など合計158回実施した。	開催数は令和6年度の286回より減少しているが、世代を超えた交流が図られるよう学習内容や環境を整えることに努め教室を集約した。	発達段階に応じた学習としての適切な備品の提供など。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	5 いじめが発生したときの救済	相談窓口の設置事業 パトロールの実施	・少年センター職員による相談や周辺のパトロールを行い、いじめの解決に繋げる。	社会教育課	少年センター運営事業	A		学校より相談を受けた事案は学校教育課とも共有し、場合によっては警察との連絡調整やケース会議に出席し課題解決を支援した。	少年センターでかかわる多くの事案や蓄積されたノウハウを基に、学校や関係機関と協力体制が構築され課題解決に繋がった。	虐待、いじめだけでなくヤングケアラーなど学校が抱える問題は増加している、少年センターでも多種多様な相談を受けるが市関係機関が調整し対応する窓口が必要である。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	6 義務教育終了後のこどもへの支援	相談窓口の設置事業	・少年センター職員による相談事業を実施し、こどもの生活の安定に繋げる。	社会教育課	少年センター運営事業	A		義務教育を終えた子どもの就学や就労については、本人の意向等を考慮しながら情報収集し、各学校・事業所・家庭等を訪問した。	相談に関わった子どもの就学や就労の支援ができた。また、生活全般の安定へと繋がった。	義務教育時に学校が対応していた事案を継続していくための関係機関との連携が課題である。支援を必要とする子どもに対し適切な対応をどの機関が担うのが明確でない。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	7 不登校やヤングケアラー等の支援	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー等困難な状況にあるこどもの居場所づくり	子育て政策課	ヤングケアラー支援事業	B		ヤングケアラー等困難な状況にあるこどもの居場所づくりのために、甲南会に対して補助を行った。	水曜日昼のこどもの居場所「凧」 ・開催数 51回 ・のべ利用者数 184人	特にヤングケアラーについては、発見すること、居場所の利用に繋げていくことが課題である。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	7 不登校やヤングケアラー等の支援	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー相談窓口、学齢期相談窓口を設置し、誰でも気軽に相談できることを周知・啓発する。	子育て政策課	ヤングケアラー支援事業	B		ヤングケアラー相談窓口、学齢期相談窓口を月・水・金曜日に設置し、専用ダイヤルとメールで対応した。 誰でも気軽に相談できることを周知するためにチラシを関係各所に配布した。 ヤングケアラーの認知度を高めるために、映画上映を行って啓発をした。	学齢期相談 のべ255件 ヤングケアラー研修として映画「猫と私と、もう1匹のネコ」1回上映	学齢期相談については多くの相談があるが、ヤングケアラー相談についてはほとんど相談が無く、周知不足が課題である。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	7 不登校やヤングケアラー等の支援	不登校対策事業	不登校傾向や不適応傾向等で不安や悩みをもつこどもたちへの支援	学校教育課	不登校対策事業	A		甲賀市いじめ防止基本方針・いじめ防止・対応マニュアルを作成し、いじめ等の早期発見、早期対応を図った。	甲賀市いじめ防止基本方針・いじめ防止・対応マニュアル作成した。	甲賀市いじめ防止基本方針・いじめ防止・対応マニュアルの活用。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	老人福祉センター指定管理	・老人福祉センターを指定管理制度で適切に管理・運営することにより、活動の場の確保やグループへの発展支援を行う。	高齢福祉課	老人福祉センター指定管理事業	B		老人福祉センターについて指定管理者が管理・運営し、活動の場の確保やグループへの発展支援を行った。 フィランソ土山については、令和7年度末で閉鎖した。	フィランソ土山：施設を適切に管理した。	フィランソ土山については、利用団体数の減少と施設稼働率の低下が著しいため、老人福祉センターとしての在り方の検討を進めてきた。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	4 高齢者の介護予防	公民館事業(シルバー大学・夢の学習) あいこう生涯カレッジ	・健康の維持増進をテーマとした講座を実施し、介護予防に繋げる。	社会教育課	各公民館運営事業	A		シルバー大学は7種類の講座を58回開催した。 夢の学習は、高齢者の居場所づくりとして582回教室を開催した。	シルバー大学は別の講座に参加する人が交流できるように全体学習会を開催し、仲間づくりに寄与できた。 夢の学習ではのべ1304名のボランティアスタッフの活動実績があり、生きがいにもつながっている。	シルバー大学は、講座開催を維持するにあたり指導者の人材確保が課題である。夢の学習は、ボランティアスタッフが安定して活動できるようにすることが課題。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	公民館事業(シルバー大学・夢の学習) あいこう生涯カレッジ	・様々な学習の機会を提供し、自主学習の推進、生きがいづくりに繋げる。	社会教育課	各公民館運営事業	A		シルバー大学は7種類の講座を58回開催した。 夢の学習は、高齢者の居場所づくりとして582回教室を開催した。	シルバー大学は別の講座に参加する人が交流できるように全体学習会を開催し、仲間づくりに寄与できた。 夢の学習ではのべ1304名のボランティアスタッフの活動実績があり、生きがいにもつながっている。	シルバー大学は、講座開催を維持するにあたり指導者の人材確保が課題である。夢の学習は、ボランティアスタッフが安定して活動できるようにすることが課題。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	甲南ふれあいの館民具体験教室事業	・昔の暮らしや民具の使い方を学ぶ体験教室や小学校の出前授業の講師を務めていただく。	歴史文化財課	甲南ふれあいの館運営事業	B		甲南ふれあいの館を中心に活動する民具友の会会員が講師になり、7月に平かご作り教室を開催した。	体験教室の準備および当日の民具の使用体験を通じて高齢者の生きがいづくりを支援した。	民具友の会会員の高齢化および減少により、活動を継続することが困難になっている。また、体験教室の参加者が少ない。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	7 災害時における高齢者の避難等の支援	避難行動要支援者支援事業	・避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・避難行動要支援者同意者名簿を提供する。	危機管理課	【ゼロ予算事業】	A	A	同意者名簿については、7月に各区・自治会、警察・消防本部に提供した。 (民生委員、児童委員、市社会福祉協議会へは福祉医療政策課から提供)	要配慮者や多様な人々がともに生活する意識を共有し、避難所内のレイアウトやルール作りを考え、避難者にとってより過ごしやすい避難所運営に活用することも踏まえて避難所運営マニュアルの改定をした。	個別避難計画の作成について区・自治会の取り組みに温度差がある。平時から避難所運営マニュアルに沿った訓練等を実施する中で、さらに改善点等の見直しを行っていく必要がある。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談支援事業 成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじー」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。) ・市長申立てや審判申立て費用と成年後見人等報酬の助成を行う。	地域共生社会推進課	成年後見制度利用支援事業	B		・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を随時実施。 ・弁護士、司法書士による専門相談を委託先であるNPO法人ばんじーが毎月実施し、高齢者・障がい者なんでも相談会を年2回実施。 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。 ・身寄り問題対応として、支援者向けにガイドラインを用い研修を行った。また、市民への啓発としてチラシを作成した。	年間相談件数 延べ3078件 なんでも相談会 7月 15件 2月 16件 ※件数は甲賀市・湖南市の合計 身寄り問題ガイドライン研修:3回 市民啓発チラシを用いて市民啓発:3回 市長申立て:11件 報酬助成:32件 申立てに係る助成:1件	身寄りなしや認知症患者など成年後見制度利用するケースは増えてきている。一時相談窓口の機能低下や地域包括支援センターとの連携に課題がある(時間がかかっている)。また、相談の増加に伴う権利擁護支援センターの体制強化も課題である。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	こうかあんしんネット(甲賀市地域福祉権利擁護事業)	・福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、通帳・証書等の預かりサービスを実施する。	地域共生社会推進課	地域福祉権利擁護事業	B		住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、利用者の自己選択、意思を尊重し関係機関との連携や弁護士との定期的な事例検討を行い、幅広い視点をもち本事業を実施。	5名の自立支援専門員、7名の生活支援員を配置し、相談援助にあたった。また、福祉なんでも相談会や各種会議への参画、広報を通じて本事業の利用促進、啓発に努めた。 ・事業利用契約者年度末数 103件 ・問い合わせ件数 32件 ・生活支援員による支援件数 7426件	本事業について、継続した周知啓発が必要。 地域福祉権利擁護事業の相談援助件数に対する自立支援専門員数の不足。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	6 養護者の支援	成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談支援事業 成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじー」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。) ・市長申立てや審判申立て費用と成年後見人等報酬の助成を行う。	地域共生社会推進課	成年後見制度利用支援事業	B		・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を随時実施。 ・弁護士、司法書士による専門相談を毎月1回および高齢者・障がい者なんでも相談会を年2回実施。 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。 ・身寄りなし者への対応を、ガイドラインとしてまとめ、関係者の理解促進、対応を図る。	年間相談件数 延べ3078件 なんでも相談会 7月 15件 2月 16件 ※件数は甲賀市・湖南市の合計 身寄り問題ガイドライン研修:3回 市民啓発チラシを用いて市民啓発:3回	身寄りなしや認知症患者など成年後見制度利用するケースは増えてきている。一時相談窓口の機能低下や地域包括支援センターとの連携に課題がある(時間がかかっている)。また、相談の増加に伴う成年後見センターの体制強化。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	7 災害時における高齢者の避難等の支援	避難行動要支援者支援事業	・避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・避難行動要支援者名簿の更新および避難行動要支援者同意者名簿の提供する。 ・避難行動要支援者支援ネットワーク会議の運営を行う。	地域共生社会推進課	避難行動要支援者支援事業	B		・避難行動要支援者同意者名簿への新規勧奨 ・避難行動要支援者同意者名簿の更新 ・個別避難計画作成説明会の開催 ・避難行動支援者支援ネットワーク会議の開催。 ・専門職への高リスク者の災害時ケアプラン(個別避難計画作成)実践研修開催	・新規勧奨に対する返信率 約31% ・避難行動要支援者支援ネットワーク会議を1回開催し情報共有・情報交換を行った。 ・個別避難計画作成にかかる説明会を11回開催し、制度の周知ができた。 ・モデル事業として新たに個別避難計画の作成ができた地区は7地区。	地域における要支援者同意者名簿の活用方法の周知。 個別避難計画作成のさらなる推進。 要支援者の対象区分を真に支援が必要な方に絞るための要件の見直し。 高リスク者の中でも、災害時に電源が無いと命に直結する、医療的ケア(人工呼吸器、在宅酸素など)の対象者の把握。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援	生活支援窓口の設置	・「生活支援窓口」にて、生活に不安を抱えている方や仕事につく自信のない方など、生活の困りごとの相談を行う。	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	A		相談者の状況に応じて、関係機関と連携し、必要な支援を行った。 新規相談件数179件(うち、65歳以上57件)	関係機関と連携し、自立に向けた支援を行うことができた。	複合的な課題を抱えた相談者に対応するため、関係機関との連携強化や誰もが自分らしく活躍できる地域づくりが必要である。収入も低く就労もできない方への支援が困難である。 また、居住支援の取り組みについて、庁内連携を図る必要がある。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援	生活保護	・生活に困っている人に、程度に応じて、最低限の生活を保障し、再び自立できるように援助する。	生活支援課	生活扶助支給事業	B		世帯の状況に応じた必要な扶助費の支給と自立を助長するための必要な支援を行った。3月末現在の生活保護受給世帯数263世帯(うち高齢者世帯数141世帯)	対象世帯に応じ、安定した生活が送れるよう支援できた。	生活保護受給者の特徴として、親族と疎遠になっているケースが多く、また、地域との関係も希薄になっている傾向がある。そのため、緊急時に対応に困ることが多い。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 事業や制度	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援		・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられ、在宅での日常生活を安心して送れるよう必要な支援を行う。	高齢福祉課	在宅福祉支援事業	B		要介護状態や低所得の高齢者に対し、様々な助成や支援を行った。	高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を安心して続けるために、現状やニーズに応じた対応ができるよう、変更が必要な部分は制度改正し事業を実施した。	公的支援だけでなくインフォーマルサービスの充実や情報提供が必要。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	2 高齢者の孤立予防事業	高齢者地域見守り支援活動事業	緊急事態の早期発見や孤立死の防止を目的に、地域の見守り活動に関する協定について、身近な日本郵便株式会社等事業者と協定を締結する。	高齢福祉課	在宅福祉支援事業	B		包括連携協定を締結し、高齢者を含め市全体の安全安心につながる取り組みを行った。	配達事業者により、日々の業務の中で道路の瑕疵や、緊急事態の早期発見を報告等地域での見守りをしていたいた。	高齢者の見守りについての着眼点などを示すことで意識を高め、緊急事態の発見につなげる。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	2 高齢者の孤立に対する相談・支援	総合相談事業	・地域包括支援センター(市内5箇所)において、総合相談事業を実施する。また、高齢者に身近な市内民間事業者に相談業務を委託し、相談等がつながるようにする。	高齢福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		市内5箇所の地域包括支援センターが高齢者の社会参加、閉じこもりなどの様々な相談に応じた。また、地域の関係者や関係機関とネットワークを構築し、高齢者の孤立防止に向けた取り組みを行った。全体の相談件数3608件。	地域包括支援センターが関係機関と連携し、相談者をサービスや関係機関、地域とつなぐことで、高齢者の孤立の解消や課題解決につながった。	孤立している高齢者は、相談につながりにくく、潜在化する傾向にある。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援	総合相談事業	・地域包括支援センター(市内5箇所)において、総合相談事業を実施する。また、高齢者に身近な市内民間事業者に相談業務を委託し、相談等がつながるようにする。	高齢福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		市内5箇所の地域包括支援センターが、様々な相談に応じ、高齢者の生活困窮について対応した。全体の相談件数3608件。	生活困窮が課題である高齢者に対して、生活支援課や社会福祉協議会等の関係機関と連携をしながら、相談支援を行った。	生活困窮の中には、借金問題、住まいの問題等も内包されており、高齢者の分野だけでは解決できない。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	権利擁護事業(成年後見制度)	・市長申立の支援や利用援助支援を実施する	高齢福祉課	訪問指導事業	B		成年後見人制度の相談のうち、市長申し立ての申し立ては10件であった。	虐待ケースのほか、身寄りがないケースに対しても、必要なケースに成年後見制度の市長申し立てを行った。	成年後見制度の必要性の検討や、申し立て後の生活・支援体制まで見据えた、支援が必要である。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	2 高齢者の孤立予防	総合相談事業	・ 総合相談事業(委託含む)を実施する。	高齢福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		市内5箇所の地域包括支援センターが高齢者の社会参加、閉じこもりなどの様々な相談に応じた。また、地域の関係者や関係機関とネットワークを構築し、高齢者の孤立防止に向けた取り組みを行った。全体の相談件数3608件。	地域包括支援センターが関係機関と連携し、相談者をサービスや関係機関、地域とつなぐことで、高齢者の孤立の解消や課題解決につながった。	孤立している高齢者は、相談につながりにくく、潜在化する傾向にある。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援	総合相談事業	・ 地域包括支援センター(市内5箇所)において、総合相談事業を実施する。また、高齢者に身近な市内民間事業者に相談業務を委託し、相談等がつながるようにする。	高齢福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		市内5箇所の地域包括支援センターが、様々な相談に応じ、高齢者の生活困窮について対応した。全体の相談件数3608件。	生活困窮が課題である高齢者に対して、生活支援課や社会福祉協議会等の関係機関と連携をしながら、相談支援を行った。各制度、司法などにつなぎ、救済支援を行った。	生活困窮の中には、借金問題、住まいの問題等も内包されており、高齢者の分野だけでは解決できない。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	6 養護者の支援	権利擁護事業(成年後見制度)	・ 市長申立の支援や利用援助支援を行う。	高齢福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		成年後見人制度の相談のうち、市長申し立ての申し立ては10件であった。	虐待ケースのほか、身寄りがないケースに対しても、必要なケースに成年後見制度の市長申し立てを行った。	成年後見制度の必要性の検討や、申し立て後の生活・支援体制まで見据えた、支援が必要である。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
3 高齢者	3 高齢者虐待防止や理解促進ための教育啓発	1 教育・啓発	2 高齢者を理解するための教育・啓発	介護予防事業費補助事業	・ 高齢者の心身の状況を理解し、高齢者の人権地域でボランティアとして活動する人を育成する。	高齢福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		市内5箇所の地域包括支援センター、高齢福祉課で通いの場やケアマネジャ等の専門職に啓発を行った。市内サービス事業所、医療機関対象で虐待防止の研修会を行った。	専門職、サービス事業所のほか、地域住民や民生委員に対しても、啓発を行い、虐待防止について意識が高まった。	虐待防止の啓発は繰り返し継続的に行っていく必要がある。虐待防止のみではなく、消費者被害等の啓発も必要である。
3 高齢者	3 高齢者虐待防止や理解促進ための教育啓発	1 教育・啓発	3 権利擁護に関する普及啓発	権利擁護事業	・ 地域包括支援センターの必須事業として、権利擁護事業を実施する。	高齢福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		市内5箇所の地域包括支援センター、高齢福祉課で通いの場やケアマネジャ等の専門職に啓発を行った。市内サービス事業所、医療機関対象で虐待防止の研修会を行った。	地域、専門職、サービス事業所等、様々な場所で啓発を行い、虐待防止について意識が高まった。	虐待防止の啓発は繰り返し継続的に行っていく必要がある。虐待防止のみではなく、消費者被害等の啓発も必要である。
3 高齢者	4 被害者や養護者からの相談支援、救済	3 事業や制度	1 高齢者への虐待被害の救済	高齢者虐待防止事業	・ 地域包括支援センターや高齢福祉課において、通報・相談体制をしくとともに、検討会議等開催し各関係機関等と協力し対応・支援する。	高齢福祉課	老人施設入所事業	B		措置入所者の処遇に関し、施設及び親族との調整・協議を行った。措置ありきではなく、既存の資源を活用することで、その後の安定的な生活を見越した支援を行った。新規措置3件。	既措置者の状態に応じた環境で生活できるようにするため、養護者による高齢者福祉施設への入所申込の支援を行った。また親族との協議により、高齢者が経済的に安定した生活が送れるようになった。	既措置者について、入所から一定期間が経過し本人、親族等の状況が変化しているケースがある。措置の継続が望ましいのか個別に検討する必要がある。
3 高齢者	4 被害者や養護者からの相談支援、救済	2 相談・支援	1 高齢者への虐待被害の相談・支援	高齢者虐待防止事業	・ 地域包括支援センターや高齢福祉課において、通報・相談体制をしくとともに、検討会議等開催し各関係機関等と協力し対応・支援する。	高齢福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		高齢者虐待検討会議は36回開催し検討を行った。ケアマネジャ、サービス事業所、社協、民生委員等各関係機関と協力しながら、虐待対応を行った。	検討会議を行い、虐待事例の解消に努めた。終結事例数は49件。高齢者の生命や身体への危険性が高いケースについては、長寿福祉課において老人福祉法にもとづく措置の要否を判断した上、高齢者への対応を依頼した。措置件数5件。	虐待事例には、障害、生活困窮、医療など複合的な課題がある事例が増えており、対応も困難になってきている。
3 高齢者	4 被害者や養護者からの相談支援、救済	3 事業や制度	1 高齢者への虐待被害の救済	高齢者虐待防止事業	・ 地域包括支援センターや高齢福祉課において、通報・相談体制をしくとともに、検討会議等開催し各関係機関等と協力し対応・支援する。	高齢福祉課	地域包括支援センター運営事業	B		高齢者虐待検討会議は36回開催し検討を行った。ケアマネジャ、サービス事業所、社協、民生委員等各関係機関と協力しながら、虐待対応を行った。	検討会議を行い、虐待事例の解消に努めた。終結事例数は49件。高齢者の生命や身体への危険性が高いケースについては、長寿福祉課において老人福祉法にもとづく措置の要否を判断した上、高齢者への対応を依頼した。措置件数5件。	虐待事例には、障害、生活困窮、医療など複合的な課題がある事例が増えており、対応も困難になってきている。
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	3 権利擁護に関する普及啓発	成年後見制度の普及・啓発・研修事業	・ 成年後見制度を広く知ってもらうための啓発や研修等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじー」にて実施する。(湖南省で委託契約を行い、本市から湖南省へ負担金を支払う。)	地域共生社会推進課	成年後見制度利用支援事業	A		・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を随時実施。 ・弁護士、司法書士による専門相談を委託先であるNPO法人ばんじーが毎月実施し、高齢者・障がい者なんでも相談会を年2回実施。 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。 ・身寄り問題対応として、支援者向けにガイドラインを用い研修を行った。また、市民への啓発としてチラシを作成した。	年間相談件数 延べ3078件 なんでも相談会 7月 15件 2月 16件 ※件数は甲賀市・湖南市の合計 身寄り問題ガイドライン研修:3回 市民啓発チラシを用いて市民啓発:3回 市長申立て:11件 報酬助成:32件 申立てに係る助成:1件	身寄りなしや認知症患者など成年後見制度利用するケースは増えてきている。一時相談窓口の機能低下や地域包括支援センターとの連携に課題がある(時間がかかっている)。また、相談の増加に伴う権利擁護支援センターの体制強化も課題である。
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	1 障害者差別解消法の理解促進	障害者差別解消法市民啓発	・ 啓発講座の開催・啓発物品の作成を行う。	障がい福祉課	障害者(児)福祉一般事務費	B		市民には、広報紙・HPへの掲載、出前講座等により、障がいへの理解や啓発を行った。小学校と民間企業へ向けて、出前講座を開催。企業訪問時にチラシを送付。	定期的な啓発を行うことで出前講座の受講希望が増えた。	法の施行の効果を感じている障がいのある人が少なく、地域のあらゆる場所での障がいのある人や障がいの特性の理解促進、合理的配慮を推進していく必要がある。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	2 気づきにくい障がいへの理解促進	難病患者・高次脳機能障がいなどの正しい理解の周知・啓発	・ 関係機関と連携し周知啓発を行う。	障がい福祉課	障害者(児)福祉一般事務費	B		県からの難病や高次脳機能障害関連の啓発チラシの窓口設置 個別ケースについては、関係機関と連携し支援を行った。	窓口に相談に来られた際に、滋賀県難病連絡協議会や滋賀県難病相談・支援センター、保健所、高次脳機能センター等を紹介することができた。多職種で連携して個別支援を行うことができた。	難病や高次脳機能障害の相談の実施や支援するうえで出てくる課題について庁内関係機関と協議や検討ができる場を設置していく必要がある。
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	4 盲導犬等への理解推進	盲導犬等に対する社会的な理解促進、啓発	・ 盲導犬等利用者への合理的配慮を促進するよう啓発する。	障がい福祉課	障害者(児)福祉一般事務費	C		例年「障害者週間」に合わせた啓発を行っていたが、令和7年度においては、その他の啓発事業が多かったため、盲導犬(介助犬・聴導犬)に関する啓発が不十分であった。	市民に対し、盲導犬に関する合理的配慮の機会を十分に提供できていない。	盲導犬等に対する理解促進が十分に進んでいない。
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	2 気づきにくい障がいへの理解促進	発達障がいに関する啓発研修事業	・ 他課、他機関との連携により、啓発研修を実施する。	発達支援課	啓発研修事業	B		保育士、幼稚園教諭、小中学校教諭に対して発達特性・対応について研修会を実施 子育て支援センターで、乳幼児の保護者に対し発達に関する研修会を実施 保健センター保健師に対して発達に関するミニ講話を実施 人権フェスタ、心の居場所で啓発実施	発達障がいの特性と対応について、また子どもの育ちについて、乳幼児期から学齢期までの子どもと接する機会のある職員にライフステージに応じた研修を実施した。他課のイベントで発達障がいに関する周知を来所者に行った。	各課・関係機関、市民から発達障害の理解や対応が難しいとの声がある。
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	4 盲導犬等への理解推進	授業による学習	・ 国語科教材や総合的な学習による理解促進を図る。	学校教育課	授業による学習	A		基底プランに即した人権学習の授業実践を行った。	人権学習をとおして、障害について正しく理解し、視野を広げることができた。	児童生徒の実践的態度の具現化。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	6 災害時のおける障がいのある人の避難等の支援	避難行動要支援者支援事業	・ 避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・ 避難行動要支援者同意者名簿を提供する。	危機管理課	【ゼロ予算事業】	A	A	同意者名簿については、7月に各区・自治会、警察、消防本部に提供した。 (民生委員・児童委員、市社会福祉協議会へは福祉医療政策課から提供)	要配慮者や多様な人々がともに生活する意識を共有し、避難所内のレイアウトやルール作りを考え、避難者にとってより過ごしやすい避難所運営に活用することも踏まえて避難所運営マニュアルの改定をした。	個別避難計画の作成について区・自治会の取り組みに温度差がある。平時から避難所運営マニュアルに沿った訓練等を実施する中で、さらに改善点等の見直しを行っていく必要がある。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	こうかあんしんネット(甲賀市地域福祉権利擁護事業)	・ 福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、通帳・証書等の預かりサービスを実施する。	地域共生社会推進課	地域福祉権利擁護事業	B		住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、利用者の自己選択、意思を尊重し関係機関との連携や弁護士との定期的な事例検討を行い、幅広い視点をもち本事業を実施。	5名の自立支援専門員、7名の生活支援員を配置し、相談援助にあたった。また、福祉なんでも相談会や各種会議への参画、広報を通じて本事業の利用促進、啓発に努めた。 ・事業利用契約者年度末数 103件 ・問い合わせ件数 32件 ・生活支援員による支援件数 7426件	本事業について、継続した周知啓発が必要。 地域福祉権利擁護事業の相談援助件数に対する自立支援専門員数の不足。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談支援事業 成年後見制度利用支援事業	・ 成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施。する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじー」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。) ・ 市長申立てや審判申立て費用と成年後見人等報酬の助成を行う。	地域共生社会推進課	成年後見制度利用支援事業	A		・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を随時実施。 ・弁護士、司法書士による専門相談を委託先であるNPO法人ばんじーが毎月実施し、高齢者・障がい者なんでも相談会を年2回実施。 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。 ・身寄り問題対応として、支援者向けにガイドラインを用い研修を行った。また、市民への啓発としてチラシを作成した。	年間相談件数 延べ3078件 なんでも相談会 7月 15件 2月 16件 ※件数は甲賀市・湖南市の合計 身寄り問題ガイドライン研修:3回 市民啓発チラシを用いて市民啓発:3回 市長申立て:11件 報酬助成:32件 申立てに係る助成:1件	身寄りなしや認知症患者など成年後見制度利用するケースは増えてきている。一時相談窓口の機能低下や地域包括支援センターとの連携に課題がある(時間がかかっている)。また、相談の増加に伴う権利擁護支援センターの体制強化も課題である。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	6 災害時のおける障がいのある人の避難等の支援	避難行動要支援者支援事業	・ 避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・ 避難行動要支援者名簿の更新および避難行動要支援者同意者名簿を提供する。 ・ 避難行動要支援者支援ネットワーク会議の運営を行う。	地域共生社会推進課	避難行動要支援者支援事業	B		・避難行動要支援者同意者名簿への新規勧奨 ・避難行動要支援者支援ネットワーク会議を1回開催し情報共有・情報交換を行った。 ・個別避難計画作成説明会の開催 ・避難行動支援者支援ネットワーク会議の開催。 ・専門職への高リスク者の災害時ケアプラン(個別避難計画作成)実践研修開催	・新規勧奨に対する返信率 約31% ・避難行動要支援者支援ネットワーク会議を1回開催し情報共有・情報交換を行った。 ・個別避難計画作成にかかる説明会を11回開催し、制度の周知ができた。 ・モデル事業として新たに個別避難計画の作成ができた地区は7地区。	地域における要支援者同意者名簿の活用方法の周知。 個別避難計画作成のさらなる推進。 要支援者の対象区分を真に支援が必要な方に絞るための要件の見直し。 高リスク者の中でも、災害時に電源が無いと命に直結する、医療的ケア(人工呼吸器、在宅酸素など)の対象者の把握。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援		・ 知的障がい児の、福祉サービス利用援助、地域での自立生活支援を行う。	障がい福祉課	自立生活支援事業	B		R7対象者1名。自立訓練のため自立支援ホームで生活する障がいがある人の支援にかかる支援員設置経費の助成を行った。	支援人が設置されサポートすることで、安心して自立に向けた生活が送ることができた。	退所した後も安定した生活を送ることができるよう日常生活を継続していくことが必要である。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援		・ 障がいのある人の安定した就労を支えるサポーターを設置する。	障がい福祉課	就労サポーター設置事業	B		障がいのある人の職場適応、就労継続、定着を支援する就労サポーター設置事業に対し補助金の交付を行った。	障がいのある人に対する直接支援、および企業との連携により就労の定着が進んだ。	障がいのある人が必要とする支援は多岐にわたることから、就労を支援する者の人材育成は重要な課題であるが、現在は福祉人材が減少傾向にあり、人材確保が課題である。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	2 意思疎通、コミュニケーションの支援(手話通訳・要約筆記・視覚支援等)	意思疎通支援	・ 手話通訳、要約筆記を派遣する。 ・ 点字封筒を使用する。	障がい福祉課	手話通訳者派遣等事業	B		手話通訳者派遣 手話通訳者(市) 38回 要約筆記者(市) 11回 手話通訳者(県) 4回 要約筆記者(県) 15回 その他合理的配慮として、視覚障害を持つ方等を対象に、点字封筒やユニボイス(音声読み上げ)を使用。	ろう者から難聴・中途失聴者まで、個々のコミュニケーション特性に応じた切れ目のない社会参加支援を達成した。また、点字封筒やユニボイスの利用により、郵送物の見落とし防止や、プライバシーに配慮した情報アクセス権を保障した。	今後さらに派遣ニーズ(回数)が増加した場合、限られた専門人材(手話通訳者・要約筆記者)の高齢化や不足により、「希望する日時に派遣できない」というミスマッチが生じるリスクがある。 スマホ操作が苦手で音声読み上げを使いこなせない高齢の視覚障害者などが取り残されている可能性がある。「必要な人に情報が届き、誰もが簡単に使えるマニュアルや周知」が必要。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	7 スポーツをはじめとする余暇活動への支援	地域活動支援センターの充実	・ 地域活動支援センターの確保と充実を図る。	障がい福祉課	障害者(児)活動支援事業	B		障がいのある人の居場所づくり、地域交流・その活動の拠点として業務委託を行った。市内社会福祉法人に、地域活動支援センターの実施の可能性について聞き取りを実施。	地域生活支援センターしろやまにおいて、サロンの定期開催、食事会、茶話会、外出、スポーツ等を実施し、余暇支援の充実を図った。	活動に関わるボランティアの育成や障がいの理解を図るための啓発活動を推進する必要がある。 新たな委託の可能性について現状把握が必要
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	2 障がいのあるこどもの保護者への相談・支援	育ちと学びの相談(のびのび相談・教育相談)	・ こどもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行う。	発達支援課	相談支援事業	B		子どもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行った。実相談者数・幼児 425人、小学生 200人、中学生 63人	発達に特性のある子どもに個別で発達検査の実施並びに結果と支援の内容を保護者に伝えることで、特性に合った関わりを知り、保護者の子育てに対する困り感を軽減した。学齢期の相談窓口を学校教育課に一体化し相談がしやすい体制となった。必要に応じて事後フォロー相談を行った。	検査にともなった個別の相談だけでは特性の理解や不安・困り感の改善、保護者や本人の特性理解につながらない事もある
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	2 障がいのあるこどもの保護者への相談・支援	保護者学習会	・ こどもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、連続の子育て学習会を行う。	発達支援課	啓発研修事業	B		6/10・24・7/8の3回1クール参加実人数 6名 延 15名	保護者は実際の生活に活かせる知識や経験を得られた。また、保護者同士で助言しあえたり、講座外で集まる約束をされるなど、つながりを持つことはできた。	案内時期が遅く、参加人数が少なかった
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	3 生涯を通じた支援体制の構築	発達支援システムの構築	・ 関係機関連携による生涯を通じた発達支援システムの構築を行う。	発達支援課	発達支援システム推進事業	B		連携担当者会議を年2回開催した。	年度当初に、各課の計画を把握し発達障がいについて説明、ライフステージでの課題についてワークを行った。第2回では事例を通じてつながる支援について検討を行った。	発達障がいの理解や知識が難しいとの声があり、正しい知識の普及が必要。 支援のつながりがライフステージの変化時におこりつなぐための検討が必要。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	5 こどものころからの療育の充実、学校・園での支援	こじか教室	・ 就学前の発達に遅れや偏りのある幼児 ・ 児が保護者とともに通う児童発達支援事業(療育)を行う。	発達支援課	児童発達支援事業	B		就学前の発達に遅れや特性、障がいのある子どもたちが保護者とともに通う児童発達支援事業(療育)を行った。児童発達支援事業通園児童120名。保育所等訪問支援事業4名。	少人数でのクラス指導を実施し、子どもの特性や発達に合わせた関わり方を保護者と一緒に考えることに取り組んだ 保護者同士の交流の場を持つことができた。	センターと保護者がこどもの支援に必要なことや家での取り組みを共通認識できていないことがある。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	1 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。 相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	1 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援		・ 甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員の費用を負担し、就労面と生活面での支援を行う。	商工労政課	甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター事業	A		甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員設置事業費負担金を支出した。	障がい者の地域での職業、生活における自立と社会参加の促進に寄与できた。	特になし
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	1 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援		・ 障がい者の地域社会での自立促進のための事業を実施する、信楽町職親会に補助金を交付する。	商工労政課	職親会活動補助事業	A		障がい者の地域社会での自立促進のための事業を実施し、信楽町職親会に補助金を交付した。 補助金を交付した。	障がい者の地域社会での自立促進に寄与した。	特になし
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	1 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援	障がい者就職面接会	・ 市内企業との合同就職面接会を行う。	商工労政課	障がい者就職面接会開催事業	A		障がい者雇用を実施する市内企業が出展し、湖南市と合同で就職面接会を行った。	出展企業12社(内甲賀市8社)、参加者50名、甲賀市企業採用者6名	参加者確保と安定化に向け、関係機関と連携し事業の広報、周知が必要である。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。 相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	障がい者就職面接会	・ 市内企業との合同就職面接会を行う。	商工労政課	障がい者就職面接会開催事業	A		障がい者雇用を実施する市内企業が出展し、湖南市と合同で就職面接会を行った。	出展企業12社(内甲賀市8社)、参加者50名、甲賀市企業採用者6名	参加者確保と安定化に向け、関係機関と連携し事業の広報、周知が必要である。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援		・ 甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員の費用を負担し、就労面と生活面での支援を行う。	商工労政課	甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター事業	A		甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員設置事業費負担金を支出した。	障がい者の地域での職業、生活における自立と社会参加の促進に寄与できた。	特になし
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援		・ 障がい者の地域社会での自立促進のための事業を実施する、信楽町職親会に補助金を交付する。	商工労政課	職親会活動補助事業	A		障がい者の地域社会での自立促進のための事業を実施し、信楽町職親会に補助金を交付した。 補助金を交付した。	障がい者の地域社会での自立促進に寄与した。	特になし
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	2 障がいのあるこどもの保護者への相談・支援	甲賀市特別支援教育就学奨励費	・ 特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、援助を行う。	学校教育課	特別支援教育就学奨励事業(小・中学校)	A		特別支援学級に在籍する小中学校の児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品費、通学用品費、給食費、校外活動費等を支給した。	特別支援学級に在籍する小中学校の児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減し、児童生徒は、安心して学校生活を送ることができた。	生活が困窮している世帯については、要保護・準要保護児童生徒就学援助費の申請が優先できることを知らない保護者がいる。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	4 障がいのあるこどもの保護者への子育て支援	就学・進路に向けてのつどい	・ 特別支援教育についての啓発・保護者交流会を実施する。	学校教育課	特別支援事業	A		就学に向けてのつどいは5月、進路に向けてのつどいは11月に実施した。予約制の就学相談会を6月に実施した。	甲賀市の特別支援教育について参加者(保護者)に理解してもらうことができた。	より多くの保護者が参加できるよう、SNSでの告知を行う。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	5 こどものころからの療育の充実、学校・園での支援	読み書きのステップアップ事業	多様な学びの場として、巡回指導員による個別または少人数での指導(個別指導)を実施する。	学校教育課	読み書きステップアップ事業	A		市内18校へ巡回指導を実施した。	児童の特性や教育的ニーズに合わせた指導を行うことができた。	対象者(希望者)の増加。
4 障がい	3 虐待の防止と早期発見・早期対応への取り組み	2 相談・支援	3 障がいのある人への虐待被害の相談・支援	障害者虐待防止ネットワーク事業	・ 障がい者に対する虐待の禁止および防止、虐待を受けた障がい者に対する保護のための措置、養護者に対する支援を行う。	障がい福祉課	障害者虐待防止ネットワーク事業	B		ネットワーク会議 2回 虐待対応検討会議 4回 研修会 1回 ※研修会は市内事業所従事者を対象に実施した。(69名参加)	ケース支援について、虐待対応検討会議にて進捗を委員と確認し、対応策を丁寧に検討を重ねられた。	本人らのライフスタイルの変化を想定したアセスメント力が不足している。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	1 教育・啓発	1 心理的差別の解消に向けた教育・啓発	地域交流促進事業	・ 地域総合センターにおいて各種教室、文化祭等を開催する。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B		地域総合センターにおいて各種教室、文化祭等を開催した。	市民が来館し、交流や人権啓発活動が実施できた。	地域の少子高齢化がすすみ、各種教室を実施しても参加者が少ない。
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	1 教育・啓発	1 心理的差別の解消に向けた教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		市人権教育推進協議会と連携し、協議会発行の啓発紙において、9月の同和問題啓発強調月間にあたり啓発を行ったり、街頭啓発を行った。また、広報こうかのコラムに部落差別解消推進法に触れて啓発を行った。	啓発紙の新聞折り込みや公共施設設置により、市内の世帯に広く周知できた。広報こうか9月号で部落差別問題の解消に向けての啓発記事を掲載した。	人権教育連続セミナー等の開催にあたって、開催方法の検討が必要。また、教職員に対しての部落差別問題を自分事として捉え、差別解消に向けての実践力を養う必要がある。
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	1 教育・啓発	2 不動産差別の解消に向けた教育・啓発	福祉と人権のまちづくり事業	・ 不動産差別解消に向けた啓発物を配布する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B		不動産差別解消に特化した啓発物は配布していないが、同和問題について市広報紙による啓発を実施した。	差別の解消について、市民に向けて啓発することができた。	啓発紙以外での取組を検討する必要がある。
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	3 事業や制度	あらゆる同和問題の解消に向けた取組の推進	同和・人権事業促進協議会活動補助金	・ 同和・人権事業促進協議会が実施する同和問題の解消に向けた活動に対して補助する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B		同和・人権事業促進協議会が実施する同和問題の解消に向けた活動に対して事務的に補助した。	支部合同研修会で訪問した杉原千畝記念館などで、「人間の尊厳」を学びぶ機会となった。	行事を行っても参加者が少ない。高齢化も影響していると思われるが、マンネリ化も否めない。
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	3 事業や制度	地域総合センターや公民館等における住民交流の促進	地域交流促進事業	・ 地域総合センターにおいて各種教室、文化祭等を開催する。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B		地域総合センターにおいて各種教室、文化祭等を開催した。	市民が来館し、交流や人権啓発活動が実施できた。	地域の少子高齢化がすすみ、各種教室を実施しても参加者が少ない。
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	1 教育・啓発	1 心理的差別の解消に向けた教育・啓発	授業や学習会等による学習・啓発	・ 市人権教育基底プラン(改訂版)に基づく教育および啓発を進める。道徳・学級活動等による学習をする。	学校教育課 (人権推進課)	授業や学習会等による学習・啓発	B		基底プランに即した人権学習の授業実践。	人権学習を通して、児童生徒の人権感覚を高めることができた。	児童生徒の実践的態度の具現化。
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	3 事業や制度	地域総合センターや公民館等における住民交流の促進	公民館事業	・ 地域人材による、人づくり・地域づくりの講座により交流を図る。	社会教育課	各公民館運営事業	B		公民館の役割として甲賀市人権教育推進協議会の町別の支部を運営しており、研修会、講座の開催や、商業施設や地域イベントでの啓発などを行った。	コロナ禍で開催が停滞していたまちづくり懇談会が再度実施される区・自治会が増えた。	拠点の建物がない公民館が2カ所あり、地域の役員や人推協の役員の方と、物理的に連絡が取りにくい状況にある。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	2 相談・支援	2 地域総合センターにおける相談・支援	地域総合センター運営事業	・ 就労、福祉、教育等にかかる相談・支援を行う。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B		各種相談事業をはじめ、地域交流事業や地域福祉事業などを実施した。	身近な相談機関として機能し、地区住民およびその近隣を含む地域の社会福祉の向上と住民交流につながった。、	相談内容が多岐にわたるため、対応するスタッフのスキルアップが求められる。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	2 相談・支援	3 各種施策を活用した生活支援	地域総合センター運営事業	・ 地域総合センターから庁内関係課につなぐ。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B		関係各課に繋ぎ、専門的な各種施策を活用した支援に繋がった。	相談に関係する課や機関へ繋ぐことで、各種施策を活用した支援を行えた。	地域総合センター職員が的確に庁内関係課につなげるよう、常日頃から、市の施策や関係課の業務を把握する必要がある。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	2 各種支援につなげる相談体制の構築	地域総合センター運営事業	・ 就労、福祉、教育等にかかる相談・支援を行う。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B		各地域総合センターが、身近な相談機関として機能した。	身近な相談機関として機能し、地区住民の福祉の向上につながった。、	相談内容が多岐にわたるため、対応するスタッフのスキルアップが求められる。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	4 地域総合センターや公民館等におけるこどもの学習支援	自主活動学級	・ 小中学生の学習会等の開催を行う。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B		各地域総合センターで児童対象の学習会を支援した。	こどもの学習支援とともに、仲間づくり・居場所づくりにもつながった。	こどもの数が減少しており、学習会自体の存続が危惧される。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	1 教育・啓発	5 企業・事業所でのセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止啓発	事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による企業訪問	・ 企業が人権問題について正しい理解と認識を深め人権尊重の職場作りを推進するため企業訪問による啓発をする。	商工労政課	企業内人権研修事業	A		企業が人権問題について正しい理解と認識を深め人権尊重の職場作りを推進するため訪問により啓発を実施した。企業の事情に合わせ訪問以外の方法に柔軟に対応した。	企業訪問件数 213件 人権講師派遣 18社	公正な採用選考を推進するため啓発が必要
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	2 相談・支援	1 学習、進路、就労、生活等の相談・支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	2 各種支援につなげる相談体制の構築	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	4 地域総合センターや公民館等におけるこどもの学習支援	土曜学習事業	・ 宿題応援や書道などの事業を行い、学習支援とこどもの居場所づくりに繋げる。	社会教育課	各公民館運営事業	A		学習支援活動は、土曜日を中心に350回開催した。	令和6年度の314回とほぼ同じ回数を実施できた。	指導者の確保、育成。
5 同和問題	3 「えせ同和行為」への対応のための、情報提供と相談体制の強化	1 教育・啓発	3 えせ同和行為に毅然として対応するための教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		えせ同和行為のみに特化したことは実施できていないが、成人の集いにおいて700人を超える参加者に啓発・相談先の案内チラシを配布した。	多くの成人に啓発物を配布することができ、啓発・周知ができた。	えせ同和行為のみに特化した啓発方法について検討していく必要がある。
5 同和問題	3 「えせ同和行為」への対応のための、情報提供と相談体制の強化	1 教育・啓発	3 えせ同和行為に毅然として対応するための教育・啓発	人権文化醸成事業	・ えせ同和行為に関する情報を庁内で情報共有する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B		広報こうかのコラムに同和問題についての記事を掲載し、えせ同和行為に限らず部落差別に対し、おかしいことを見逃さず正しく知り自ら行動することについて啓発した。	えせ同和行為に対する情報提供や相談はなかった。	初めて遭遇した場合でも毅然と対応できるように、庁内に定期的に情報提供することが必要である。
5 同和問題	4 インターネットによる差別への対応のための、情報提供と相談体制の強化	1 教育・啓発	1 インターネットによる差別に毅然として対応するための教育・啓発	人権文化醸成事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		人権尊重のまちづくりセミナーで「インターネットと人権」をテーマに研修会を実施した。	ネットの向こうには人がいることを研修で学び、使用する時は十分に注意すること、ネットの特性を理解し、上手に付き合っていくことを学んだという参加者の感想が多かった。	ネットの普及によりネット差別が助長されてきており、、一層の啓発の促進が課題である。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
5 同和問題	4 インターネットによる差別に対応のための、情報提供と相談体制の強化	1 教育・啓発	1 インターネットによる差別に毅然として対応するための教育・啓発	人権文化醸成事業	・ インターネットによる差別的な書き込みに対して関係機関への削除要請うなど	人権推進課	人権文化醸成事業	B		インターネット上の動画や記事でプライバシーの侵害や差別を助長・拡散するものについて、法務局に削除要請を行った。	人権侵害案件として法務局に通告・要請を行うことにより法務局との連携を図ることができた。	時には人の命を奪うことに繋がりがかねない人権侵害であるが、誰もが簡単に投稿でき、拡散も容易であることから後をたたない。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	5 災害時における外国人の避難等の支援	避難行動要支援者支援事業	・ 避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・ 防災情報・避難情報の多言語化(やさしい日本語含む)	危機管理課	【ゼロ予算事業】	A	A	緊急情報伝達システムの多言語対応機能の運用。	要配慮者や多様な人々がともに生活する意識を共有し、避難所内のレイアウトやルール作りを考え、避難者にとってより過ごしやすい避難所運営に活用することも踏まえて避難所運営マニュアルの改定をした。	外国人市民の緊急情報伝達システムの登録者数増加。平時から避難所運営マニュアルに沿った訓練等を実施する中で、さらに改善点等の見直しを行っていく必要がある。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	生活支援の強化	・ 一元的相談窓口の運営 ・ 多言語対応の情報提供	市民活動推進課	多文化共生センター業務委託事業	A	A	多文化共生センター相談窓口にて外国人市民の相談を受けるとともに、多様化・複雑化する相談に対応するため、専門相談会及び専門家研修会を実施した。 また、センターHP及びSNSを通じて、外国人市民の生活に係る情報を発信した。	・相談件数 263件 ・専門相談会 8回(弁護士・入管庁) ・専門家研修 3回(FP) ・HP閲覧数 27, 054件 各部署と連携し、必要な支援へつなぐことができた。また、専門家研修として、子どもにかかるお金の話など生活における身近なライフプランについて学ぶことができた。	・多文化共生センターの相談員が様々な相談に対応できるスキルを身に付ける必要がある。 ・参加者が少なく、いつも決まった人にとどまっている。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	コミュニティ支援	・ おしゃべりカフェの開催	市民活動推進課	多文化共生センター業務委託事業	A	A	多文化共生に関する理解を深めるため、日本や多国籍料理を食べながら、交流する「おしゃべりカフェ」を開催した。	・実施回数 6回 初めての試みであったが、国籍に関わらず参加があり、一定相互理解につながった。	おしゃべりカフェにて、料理や国の紹介を行ったものの、「やさしい日本語」をテーマとした継続的なプログラムの実施に至らなかった。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	2 こどもたちへの教育・相談・支援	日本語学習支援関連事業(国際交流協会補助金)	・ 日本語学習支援関連事業を行う。(国際交流協会補助金)	市民活動推進課	国際交流協会補助事業	B	B	外国にルーツをもつ子どもの学習支援の場として「学習支援教室(土曜日)」を開催した。	・実施回数 39回 ・延べ参加学習者 132人 子どもたちが安心して通学、学習に取り組める環境づくりにつながった。また、高校進学に向けた支援も行い、将来の進路選択に寄与できた。保護者の困りごとにも寄り添い、家庭面を含めた支援ができた。	・安定的なボランティアの確保。 ・継続的に活動できる体制づくり。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	2 こどもたちへのことば、学習および生活の支援	日本語学習支援関連事業(国際交流協会補助金)	・ 日本語学習支援関連事業を行う。(国際交流協会補助金)	市民活動推進課	多文化共生センター業務委託事業 国際交流協会補助事業	A	A	・「放課後学習支援(なないろ教室)」を開催した。 ・学修支援者養成講座やスキルアップ講座を開催した。 ・未就学児及びその保護者を対象に、日本の学校のルール、交通ルールなどを学び、スムーズな進学を目指した「プレスクール」を開催した。	【なないろ教室】 ・実施回数 95回 ・延べ参加学習者 628人 【学修支援者講座】 養成講座(動画配信) 視聴回数 17回 スキルアップ講座 9人 【プレスクール】 ・実施回数 3回 ・延べ参加家庭数 5家庭 子どもたちが自発的に宿題に取り組めるようになった。支援者も養成講座を受講することでスキルアップにつながった。 また、初めてプレスクールを開催したことで、社会生活の基礎を学ぶことができ、また、必要性を再確認できた。	【なないろ教室】 伴走支援できるボランティアの確保。教育関係機関との連携・情報共有が必要である。 【プレスクール】 就学時健診にてプレスクールのニーズに関するアンケートを取り、アンケートにご回答いただいた家庭への周知をはじめ、HPやSNS等で周知したが、参加人数が少なかった。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	5 災害時における外国人の避難等の支援	多文化防災事業	・ 防災訓練の実施 ・ ピクトグラムの導入 ・ 災害時多言語情報センター設置、運営訓練の実施	市民活動推進課	多文化共生センター業務委託事業	B	B	外国人市民と行政の橋渡し役を担う「外国人防災リーダー」育成した。 また、総合防災訓練やまちづくり・国際交流イベントにおいて、外国人防災リーダーがピクトグラム活用の啓発を行った。	・防災リーダー研修実施回数: 3回 ・参加人数: 18人 ・ピクトグラム啓発回数: 4回 防災リーダー研修を終了した14人が外国人防災リーダー登録した。また、ピクトグラムを活用した啓発を行ったことで、多様な国籍、世代の人々にピクトグラムについて知ってもらうことができた。	参加者の日本語能力に応じた研修の実施及び外国人防災リーダー活動の場の提供。 「災害時多言語情報センター」運営・設置訓練の実施に至らなかった。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	外国相談事業	・ ポルトガル語、ベトナム語通訳配置による窓口での相談業務を実施する。(上記以外は遠隔通訳タブレットを活用し、対応する) ・ 行政文書のポルトガル語、ベトナム語翻訳を行う。 ・ ポルトガル語、ベトナム語の広報紙発行する。 ・ 市ホームページのポルトガル語、ベトナム語翻訳を行う。	市民活動推進課	外国人相談事業	A	A	ベトナム語通訳を配置し、近年急増するベトナム国籍の方への情報提供及び相談対応の充実を図った。	・相談件数 9, 758件(うち、ポルトガル語8,811件、ベトナム語947件) ・翻訳件数 74件(うち、ポルトガル語39件、ベトナム語35件) ・ポルトガル語、ベトナム語の広報紙を発行(各言語12回)。 ・市ホームページ(外国語特設ページ)にごみカレンダーや健診カレンダーなどの生活情報を掲載。 ベトナム国籍の人口の増加に伴い、通訳を配置することで、悩みや困りごとへの支援ができ、必要な情報の提供ができた。	・ベトナム語相談窓口の周知。 ・相談の多様化、複雑化に伴い、多文化共生センターや関係機関(他課、専門機関、国・県、NPO等)との連携が必要である
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	生活支援窓口の設置	・ 「生活支援窓口」にて、生活に不安を抱えている方や仕事につく自信のない方など、生活の困りごとの相談を介して行う。	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	A		相談者の状況に応じて、関係機関と連携し、必要な支援を行った。 新規相談件数179件(うち、65歳以上57件)	関係機関と連携し、自立に向けた支援を行うことができた。	複合的な課題を抱えた相談者に対応するため、関係機関との連携強化や誰もが自分らしく活躍できる地域づくりが必要である。収入も低く就労もできない方への支援が困難である。 また、居住支援の取り組みについて、庁内連携を図る必要がある。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	1 就労支援、高齢者・要介護者の生活支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B		関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	2 こどもたちへの教育・相談・支援	母語支援員の設置	・ 母語支援員による教育・相談・支援を行う。	学校教育課	母語支援事業	A		市内16の小中学校に派遣を行った。該当保護者の思いや状況に沿いながら、学習状況の報告や学習課題の説明、生徒指導や教育相談の充実のための通訳及び翻訳業務を実施した。	学校と保護者間の連携を円滑に進めることができ、生徒指導上の課題に係る未然防止や早期解決に向けて成果があった。該当保護者が相談しやすい環境づくりの実現に役立った。	就学や進路指導に係る保護者相談やいじめ等人間関係上のトラブルへの対応等の翻訳や通訳対応が困難な業務にいかに取り組むか。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	2 こどもたちへのことば、学習および生活の支援	母語支援員の設置	・ 母語支援員による学習および学校生活の支援を行う。	学校教育課	母語支援事業	A		日本語指導が必要な児童生徒への母語による個別指導により、効果的な学習支援を実現した。また、児童生徒の思いをきめ細やかに把握し、不安を和らげ安心して過ごせる環境づくりに寄与した。	個に応じた学習支援の充実により、学ぶ意欲や学ぶ力の向上に寄与している。また、学校に通うこと、学校で学ぶことの魅力を高めることが実現している。	ほぼ日本語が理解できない児童生徒への対応時間を増やしたいが、増加傾向にあり、理想とする支援計画を立てることが困難になっている。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	4 公共施設、学校等でのコミュニケーション支援	公民館事業(語学講座、食文化の体験など)	・ 英会話教室、英語でクッキングなどを通じ、外国語に親しむ機会を設定する。	社会教育課	各公民館運営事業	B		夢の学習で、英語、中国語、韓国語の学習を307回開催した。	令和6年度の194回とほぼ同じ回数を実施できた。	対象者や内容が明確になっていない。
6 外国人	2 外国人への偏見をなくすための教育啓発と地域への参画の推進	1 教育・啓発	1 多文化共生に向けた教育・啓発	日本語教室の開催 やさしい日本語研修の実施 多文化理解のための出前講座の実施	・ 日本語教室を開催する。 ・ やさしい日本語研修を実施する。 ・ 多文化共生に関する出前講座の実施。	市民活動推進課	国際交流協会補助事業 多文化共生センター業務委託事業 多文化共生推進事業	A	A	・日本語教室「虹」及び「にんじゃ」やこうか日本語教室(対面＋オンライン)を実施した。 ・日本語ボランティア養成講座及びスキルアップ講座を開催した。 ・行政職員を対象としたやさしい日本語講座を開催した。 ・地域等の依頼に基づき多文化共生に係る出前講座を実施した。	【虹教室】 実施回数 24回、学習者数 延べ185人 個別教室実施回数 395回、学習者数 延べ581人 【にんじゃ教室】 実施回数 20回、学習者数 延べ574人 【日本語ボランティア講座】 養成講座参加者 21人 スキルアップ参加者 21人 【こうか日本語教室】 ○入門 実施回数 50回、参加者 延べ341人 ○初級 実施回数 40回、参加者 延べ234人 ○オンライン 実施回数 20回、参加者 延べ45人 【やさしい日本語講座】 実施回数 2回、参加者 延べ20人 【出前講座】 実施回数 14回、参加者 延べ1,008人 学習者も増加し、学習者同士、またボランティアとのつながりができ、交流の広がりがみられた。また、学んだことが就学や就労、様々な生活の場面で生かされたとの感想があり、学習の成果を実感することができた。	学習者の定着が課題となっており、学習者のニーズを確認しながら、学びを継続しやすい環境を整えていく必要がある。また、企業における日本語教室を進めるため、日本語教師の登録拡大が必要となる。
6 外国人	2 外国人への偏見をなくすための教育啓発と地域への参画の推進	3 事業や制度	3 外国人の地域等への参画の推進	外国人市民の地域活動への参加促進	・ 外国人市民の地域参画 ・ 地域における多文化共生事業の実施	市民活動推進課	多文化共生推進事業 国際交流協会補助事業	B	B	・市の施策等に外国人市民の意見が反映されるよう、市が主催する会議等に外国人市民の参加を促した。また、多文化共生に取り組む地域へのサポートを行った。	・甲賀市わかもの会議への参加 1人 ・甲賀市多文化共生推進委員会への参加 2人 ・伴谷地域夏・冬休み地域交流会への協力(異文化理解講座) 4回 会議や審議会等への外国人の参加により、より多角的な視点での意見を反映することができた。また、子どもへの学習支援が各地域でも開かれ、地域との交流も広がりをみせた。	・多文化共生に取り組む地域の横展開。
6 外国人	2 外国人への偏見をなくすための教育啓発と地域への参画の推進	1 教育・啓発	2 ヘイトスピーチに対する教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	A		人権フェスタの講演や催しについて、多文化共生をテーマに実施した。	食や製作品を通して多文化共生に関する啓発を推進できた。	外国人に対する偏見の根底には思い込みや不安などが考えられ、より一層の啓発と交流の促進が課題である。
7 ネット	1 情報化がもたらす社会的影響と個人の責任やモラルについての教育	1 教育・啓発	1 インターネット上での人権侵害の防止や情報モラルの向上につながる教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		人権尊重のまちづくりセミナーで「インターネットと人権」をテーマに研修会を実施した。	ネットの向こうには人がいることを研修で学び、使用する時は十分に注意すること、ネットの特性を理解し、上手に付き合っていくことを学んだという参加者の感想が多かった。	ネットの普及によりネット差別が助長されてきており、一層の啓発の促進が課題である。
7 ネット	1 情報化がもたらす社会的影響と個人の責任やモラルについての教育	2 相談・支援	1 インターネットによる人権侵害に対する相談先や通報先の周知	相談対応及び相談先の周知	・ 相談に対応するとともに、相談先や通報先の周知を行う。	人権推進課	人権文化醸成事業	B		インターネットによる人権侵害についての相談が1件あった。	相談に応じ、対応した。	職員が、インターネットによる人権侵害に対する相談に適切に対応できるよう啓発の促進が必要である。
7 ネット	1 情報化がもたらす社会的影響と個人の責任やモラルについての教育	1 教育・啓発	1 インターネット上での人権侵害の防止や情報モラルの向上につながる教育・啓発	インターネット上のいじめ対策推進事業	・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	子どものいじめ問題対策事業	A		スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭への配布を行った。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	主体的な実践力の向上。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	個別 評価	R7年度取組結果	成果	課題
7 ネット	情報化がもたらす社会的影響と個人の責任やモラルについての教育	2 相談・支援	インターネットによる人権侵害に対する相談先の周知	各種相談ダイヤル等の周知	・ 県教育委員会による相談ダイヤル等の児童生徒、保護者への周知をする。	学校教育課	各種相談ダイヤル等の周知	A		相談ダイヤル等周知カードを配布した。	相談することができる窓口を増やし、個々の状況にあった相談ができるよう周知活動を行うことができた。	SNS等による人権侵害の把握及び対応が困難な状況にある。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	インターネット上での人権侵害の防止や情報モラルの向上につながる教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 保護者に学習機会を提供する。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		保護者団体人権・同和教育推進事業補助を使い、小学校1校・中学校1校で、SNSにおけるトラブル防止を啓発する親子対象の講演会を開催した。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	現状に即した課題の把握と各家庭での主体的な実践力の向上。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	インターネットの安心安全な使い方の教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 保護者に学習機会を提供する。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		保護者団体人権・同和教育推進事業補助を使い、小学校1校・中学校1校で、SNSにおけるトラブル防止を啓発する親子対象の講演会を開催した。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	現状に即した課題の把握と各家庭での主体的な実践力の向上。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	インターネット上での人権侵害の防止や情報モラルの向上につながる教育・啓発	インターネット上のいじめ対策推進事業	・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	子どものいじめ問題対策事業	A		スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭への配布及び、防犯やネット犯罪防止等のためi-filterによる管理をした。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。またi-filterで発覚した児童生徒への働きかけができた。	主体的な実践力の向上。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	インターネットの安心安全な使い方の教育・啓発	インターネット上のいじめ対策推進事業	・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	子どものいじめ問題対策事業	A		スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭へ配布した。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	主体的な実践力の向上。
新たな感染症	さまざまな感染症について正しい理解を深めるための教育・啓発の推進	1 教育・啓発	さまざまな感染症について正しい理解を深めるための教育・啓発	人権教育啓発事業	学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権啓発推進事業	B		基底プランや補助資料に即した人権学習の授業実践。また、市ホームページにおいて感染症についての啓発を行った。	人権学習や市ホームページを通して、児童生徒や市民の人権感覚を高めることができた。	児童生徒の実践的態度の具現化。また、全市民への一元化された啓発方法がない。
新たな感染症	さまざまな感染症について正しい理解を深めるための教育・啓発の推進	1 教育・啓発	感染症についての学びを人権が尊重される社会の実現に生かせる教育・啓発	人権教育啓発事業	さまざまな機会をとらえて、市民や行政職員等に新たな人権情報を提供する。	人権推進課	人権啓発推進事業	B		県が作成・配布しているハンセン病のリーフレットを課のレターボックスに設置した。また、市ホームページに掲載し啓発した。	誰でも手軽に学び知ることができるリーフレットや市ホームページで啓発することができた。	ハンセン病を通じて、感染症についての正しい知識や予防策を知り、感染者や医療従事者への差別を無くす啓発をすすめる必要がある。
性的マイノリティ	1 性的マイノリティの人々に対する理解と啓発推進	1 教育・啓発	性的マイノリティに関する正しい理解のための教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B		甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度のチラシを機会をとらえて配布し、市民の多様性への理解を深めた。	性的マイノリティに関する市民の理解を進めるための啓発ができた。	継続して啓発を行うことで、より一層の理解を促進することが必要である。
性的マイノリティ	1 性的マイノリティの人々に対する理解と啓発推進	1 教育・啓発	性的マイノリティに関する正しい理解のための教育・啓発	授業や学習会等による学習・啓発	・ 市人権教育基底プラン(改訂版)に基づく教育および啓発を進める。	学校教育課	授業や学習会等による学習・啓発	A		人権授業研究会における授業研究会を開催した。	児童生徒の心に響く授業の在り方と教職員の人権意識の向上を、研究を通して行えた。	児童生徒の実践的態度の具現化。
性的マイノリティ	1 性的マイノリティの人々に対する理解と啓発推進	2 相談・支援	1 学校での性的マイノリティのこどもへの配慮	文科省通知の周知	・ 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等について(教職員向け)」(H28文科省)を周知徹底する。	学校教育課	文科省通知の周知	A		市内各小中学校に文書、メールを送付し周知した。	職員会議や研修会等にて通知を周知し、共通理解を図れた。	周知のための学校現場の時間確保と資料等の充実。
性的マイノリティ	2 性的マイノリティの人々やその家族、友人に対する相談・支援	2 相談・支援	2 性的マイノリティの人々やその家族、友人などの悩みや困りごとに関する相談・支援	人権文化醸成事業	男女の悩みごとと相談窓口やLGBTQ+電話相談窓口の設置による相談対応	人権推進課	人権文化醸成事業	B		男女の悩みごとと相談窓口やLGBTQ+電話相談窓口の設置による相談対応を行った。(関連相談件数:3件(LGBTQ+電話相談))	専門の相談員が対応することにより相談者の悩みや困りごとを相談できる機会を提供できた。	相談窓口設置の周知の強化が必要である。
性的マイノリティ	3 性的マイノリティの人々の生活上の支援	3 事業や制度	3 性的マイノリティの人々の生活上の困りごとや生きづらさの解消	人権文化醸成事業	甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用と理解の促進	人権推進課	人権文化醸成事業	B		宣誓制度の利用と理解の促進のため、チラシ配布や民間サービス事業者に制度協力依頼を行った。	民間サービス事業者の制度に対する理解を促進できた。制度宣誓件数は0件であった。	民間サービスや医療現場の更なる理解の促進が必要である。
性的マイノリティ	3 性的マイノリティの人々の生活上の支援	3 事業や制度	3 性的マイノリティの人々の生活上の困りごとや生きづらさの解消	人権文化醸成事業	アライ(理解者、支援者)となる人や、アライとしての行動・活動の支援	人権推進課	人権文化醸成事業	B		男女の悩みごとと相談窓口やLGBTQ+電話相談窓口の設置によるアライの方に対しても相談対応を行った。(関連相談件数:3件(LGBTQ+電話相談))	専門の相談員が対応することにより相談者の悩みや困りごとを相談できる機会を提供できた。	アライの方が容易に相談しやすい、声を上げやすい環境を作れていない。
10 その他	2 その他様々な人権問題についての啓発の推進	1 教育・啓発	2 その他さまざまな人権課題への教育・啓発	人権教育啓発事業	・ さまざまな機会をとらえて、市民や行政職員等に新たな人権情報を提供する。学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	A		人権尊重のまちづくりセミナーとして9月から1月にかけて5回、集会方式の講演会・映画会をもつことができた。内1回は期間限定のWEB配信を併用することができた。	第一回セミナーとして行った市人権教育研究大会も含めると集会で延べ457人の参加を得ることができた。また、WEB閲覧数は延べ262回を数えた。	開催周知に工夫の余地がある。時期、場所、方法にでき得る工夫を重ね、啓発のニーズとつなぎたい。
10 その他	2 その他様々な人権問題についての啓発の推進	1 教育・啓発	2 その他さまざまな人権課題への教育・啓発	公民館事業(シルバー大学・夢の学習)	・ 人権感覚を磨くため、テーマを設けて講座を開設する。	社会教育課	各公民館運営事業	B		夢の学習で人権と銘打った講座の実績はなかったが、パスポの講座を10回、多文化共生の講座を1回実施した。	パスポや多文化共生講座を通じてだけでなく、みなるプラザができたことにより、多文化共生センターや人推協との共催イベントの機会が増え、参加者が人権感覚を磨く機会を提供できた。	シルバー大学受講者や夢の学習受講者へ、今以上に人権課題への教育・啓発が広がることが望まれる。
10 その他	3 新たな人権問題を社会問題としてとらえる教育・啓発	1 教育・啓発	2 その他さまざまな人権課題への教育・啓発	人権教育啓発事業	・ さまざまな機会をとらえて、市民や行政職員等に新たな人権情報を提供する。学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	A		人権尊重のまちづくりセミナーとして9月から1月にかけて5回、集会方式の講演会・映画会をもつことができた。内1回は期間限定のWEB配信を併用することができた。加えて、啓発チラシ、啓発物品を配布するなど様々な方法で啓発に努めた。	第一回セミナーとして行った市人権教育研究大会も含めると集会で延べ457人の参加を得ることができた。また、WEB閲覧数は延べ262回を数えた。また、職員についても全職員研修や各課単位での研修を実施した。	参加しやすい・受け入れやすい啓発方法を検討し続ける必要がある。